

オリーブの樹

第46号

2005年3月31日

شجرة الزيتون

早期釈放！重刑策動をはね返し、重信さんを支えていこう！



目次

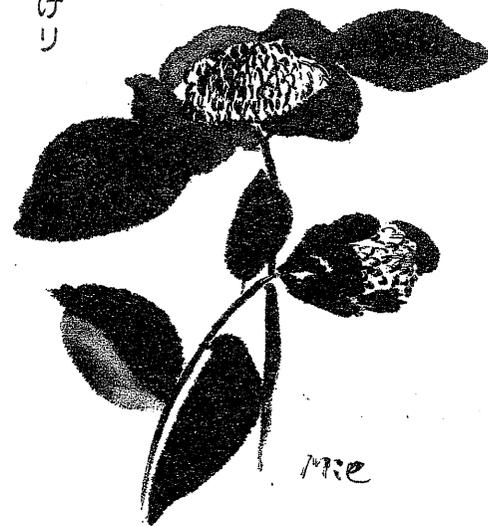
- P 2 3月の歌 重信房子
P 3 独居より36 ブッシュ・シラク・シリア・“故郷”レバノン 重信房子
P 9 プリズナージャーナル45 第5回、第6回検察側被告人質問 重信房子
P26 重信さんとの交流コーナー
P27 お悔やみ
P27 和光公判判決速報

重信房子さんを支える会

三月の歌

重信 房子

中天にレースの下弦の月見つけ護送車で行く3月の街
 雛祭り祖母伯母母で人形を贈りて君の厄落としとする
 外は雪しんしん冷える独房で子の雛祭り夢想しており
 拘置所の門の近くの白梅のほころび初めを友に文書く
 こぼれ出たピンクの淡いはなびらにそつとふれば春近づけり
 彼岸へと道行く母が子に返る仕草哀しと姉の文あり
 面会室母の死告げる弁護士の声反響する午後のたじろぎ
 母の死に白梅もまた似合うだろう都忘れの好きだった人
 ひなまつり孫と過ごした思い出をもつて彼岸に母八十歳



独居より36 3月1日-16日

ブッシュ・シラク・シリア・“故郷”レバノン

重信 房子

3月1日 春寒に紅梅の蕾固く閉じ

獄舎の隅で強き意志もつ

2月末からどんどん寒さが増して今日も晴なのに0度から3度の寒い日です。運動房に出ると、通路に置かれた鉢植の紅梅がえんじ色のつぼみを角のように鋭くとがらせて寒さとたたかっているようです。まだ丸味をおびていません。3月初めには咲くと思っていたのにどんどん寒くなって、固くつぼみを閉じている様は強情な意志を示しているような気がします。去年から咲き残っていたローズマリーの小さな株も冬をこえて葉は固くゴアゴアですが、鼻先を近づけると特有の匂いがします。春はもうすぐでしょうか。

2月には中東の情況も流動しています。パレスチナでは2月8日のアッバス・シャロン首脳会議を経て、不公平な条件下、なんとか正当な要求を一つでも実現させたいという意志が、パレスチナ人の内部の爆発しそうな矛盾をかかえつつ、停戦の状態を保とうとしてきました。イスラエルの占領をそのままにしてパレスチナにばかり服従を強いるならば、うまくいかないでしょうけれど。

イラクでもアメリカの占領を一刻も早く終わらせたいと願うシスターニ師らシーア派指導部の意志が国民議会選挙への投票を促し、国民議会選挙の投票率を押しあげました。しかしシーア派に支えられた国づくりは、スンニ派排除のままの状態では解決されていません。“イラク再建がうまくいかない場合、「クルド独立」も辞さない”というアメリカの戦略を見込んでいるのか(ジョイ・ガーナー元イラク復興人道支援室長の2月1日のウォールストリートジャーナルでの発言)、シーア派はイラクと連帯しつつも、イラク国づくりに向けた法秩序の回復とクルド勢力との協力を模索しているようです。選挙はひとえにシーア派の宗教指導部のイニシアチブに支えられていても、国民の分断のまま強行されたために分裂を常態化させたままです。

レバノンでは、2月中旬のハリリ元首相爆殺以降、「その責任はシリアにあり」と、連日抗議デモが拡大しているようです。去年アメリカがかつての宗主国フランスの共同によって、シリア軍のレバノンからの撤

退を求める国連安保理決議を採択してきました。そのシナリオどおりにハリリの暗殺以降は動いているようです。もちろんレバノン住民の意志はブッシュやシラクの思惑とは一つではありませんが。かつての反イスラエル反右翼の共同戦線を組んでいた勢力は「シリア軍撤退」では違ったスタンスに立っているようです。

レバノン内戦時、イスラエルに支援されたレバノンキリスト教右派武装勢力に対決し、進歩社会主義者党としてレバノン救国抵抗運動のイニシアチブの一角にいたドルーズ(イスラム教の一つの宗派の部族)は、今シリア軍撤退要求の中心をなしているようです。またかつて仏植民地時代の権益から排除されてきた人口的にも宗派的に多数を占めるシーア派は、イラン革命とイスラエルのレバノン侵略を経てレバノン社会にも発言権を拡大してきましたがシリアに連帯してきました。彼らシーア派の二つの組織アマル(国会議長ベリの組織)とヒズボラは政党として国会に議席を持つ一方で、反イスラエル戦線の主力を形成し、レバノン南部からイスラエルを追放した実績を持っています。

今回「シリア軍撤退」要求はかつての内戦時の反シリアのキリスト教勢力に加えて、ドルーズや一般市民の要求にブッシュの「中東民主化」のねらいが重ねられています。今の動向はハリリ爆殺をネタにブッシュ政権とフランスが競合しつつ、ふたたびレバノンを拠点としてイラクやパレスチナよりも歴史的足場のあるレバノンから、「イスラエル和平条約」を実現する政権づくりを求めていくのでしょうか。

そう、レバノンは私たちににとって長い間生活し闘ってきたフィールドです。そしてまたハリリ首相当時の97年、日本公安と結託した彼の指示によって特殊部隊が出動して、バイルートで岡本同志ら5人の仲間が逮捕されました。その時逮捕に抗議して250人以上のボランティアの弁護士が裁判支援に名乗りをあげましたが、その中には左派ばかりか1990年反シリアの“英雄”としてシリア軍と闘い、仏大使館に逃れて救出されて今フランスに亡命中のアウン將軍派系の人やドルーズ系に属する弁護士も名をつらねていました。

新しい動向の中、ブッシュやフランスにバックアップされたレバノン内の情勢や勢力の変化は、岡本同志

オリーブの樹 第46号

を支え連帯しているパレスチナ、レバノンの友人たちにも影響を与えるでしょうか。15年の内戦を克服してきた英知で、「シリア軍撤収」を見越したレバノンの社会的安定はどう進むか、まだまだ流動がつづきそうです。

今日はまた公判を明日に控えている日です。ちょうどいろいろな方からお便りをいただきました。ありがとうございます。資料もありがとうございます。またブントの先輩 K さんが病氣療養中のところ、はげましとカンパをくださいました。感謝。

3月2日 尋問に応えつ君のわだかまり

あの時のままこぼれいでたり

今日の検察側尋問は1時間ほどで終わりました。弁護側の再主質問に入るとたちまち緊張感のちがう自分を発見します。次回3月25日も弁護側の質問です。拘留所の門を出る時、二本の白梅の少しほころびたつぼみが見えましたが、街ではまだ冬景色しか見かけることができませんでした。(公判の日のことはのちほど「出廷記」で。)

部屋に戻ると、2月末のレバノン・ハリリ首相の爆殺をめぐるベイルートの動向として反シリアのデモがつづいていましたが、数万のベイルートのデモでカラミ内閣が総辞職したとの記事を読みました。「つぎはシリア軍の全面撤退だ」との動きです。シリア軍はレバノン内戦時、当初は76年レバノンの右派民兵と、レバノン人左派とパレスチナ武装勢力の兵力分離し軍としてアラブ連盟の要請で駐屯をはじめました。その当時の力関係からいうと、レバノン左派とパレスチナ勢力の権力の拡大を抑えレバノンキリスト教勢力右派を防衛する形となり、レバノン左派とパレスチナ勢力が連合してシリア軍の撤退を求めて武装対決して戦闘がつづきました。そのためパレスチナ勢力の中のシリア系組織「サイカ」とも戦闘となり、当時私たちは双方の友人を失いました。

「サイカ」はちょうど法廷証言の中で丸岡証人が語っていましたが、74年にハーグ作戦でシリアに着陸したことがきっかけとなって友好的な関係にありました。この反シリア戦争は76年末だったのでしょうか。その後、エジプトのサダト大統領のイスラエル承認やイスラエルの78年のレバノン南部侵略占領からシリア軍とパレスチナ・レバノン左派による反イスラエル反キリスト教右派民兵の共同戦線が形成されてきました。

そして82年のイスラエル侵略を闘い、その後も米・仏軍を追放してベイルートを解放し、89年の「タイフ合意」に至るわけです。

「タイフ合意」とはレバノンの内戦を終らせレバノンの再建のための合意事項です。「タイフ合意」では大統領はキリスト教徒、首相はスンニ派から、国会議長はシーア派からのトロイカ権力を確認し、キリスト教徒とイスラム教徒の国会議席を50%ずつに改めるなどの改革や選挙によって国を再建することを合意しました。(1930年代の宗主国フランスによる国勢調査にもとづいてキリスト教優位有利な仕組みがつづいたままにあり、実際の人口はイスラム教徒が過半数を占めていたことが国の仕組みの改革要求の内戦の原因でもあったのです。そしてぼろぼろにこわれた東西を分けた戦場の15年戦争からレバノン再建へと転換しました。そして1992年に20年ぶりの国会選挙を経てハリリ内閣が生まれました。国を買えるほどの金持ちのハリリ氏もシリアと手をたずさえてレバノン再建にのりだしたのです。

「タイフ合意」ではレバノンの選挙を経て国の安定条件がととのったらシリア軍は撤退することも記されていました。しかしソ連東欧の崩壊などの国際情勢の変化や湾岸戦争など、レバノンのかつての内戦の相手のキリスト教右派勢力の復興に対処しようと、かつてのシリアと同盟したレバノン内勢力によって両国の安保条約を締結して新たにシリア軍の駐留を法的に正当化しました。シリア軍が撤退の機会を失ったのは対イスラエルの安全保障とともに、撤退によってふたたび内戦の矛盾の再燃を恐れるレバノン内勢力の意向もありました。

レバノン人民は当初はレバノン国民を内戦の戦闘から守る軍隊として歓迎しましたが、権力を濫用したシリア治安秘密警察などの収奪や横暴に、「もう出てほしい」とうんざりしていました。2000年4月、レバノンの人民武装勢力がイスラエルの占領を終らせレバノン南部を解放した折、その解放勝利をふまえてレバノン人民勢力はシリア軍の撤退を望んでいました。機を失ったのはレバノン内の権力闘争も大きく作用していたのでしょう。

今回カラミ政権辞職や「シリア軍全面撤退」を求めている力は強固です。これは70年代80年代の内戦時にシリア軍のもっとも強力な同盟軍であり、パレスチナ民兵が駐屯陣地にしていたドルーズが先頭に立って反シリアの行動をとっているからです。

かつての盟友ドルーズ部族を率いるジョンブラット

氏の父は、77年3月、反シリア戦争後暗殺されました。「シリアによって暗殺された」と西側で意図的に噂されていましたが、イスラエルとキリスト教右派らによる暗殺と左派は結論づけていました。イスラエルがシリアとレバノン左派勢力の間にくさびをうちこむために暗殺したということがあったといえるでしょう。今回のハリリ暗殺もシリアが手をかしたとするのは早計でしょう。むしろ反シリアのチャンスに使われているのですから。「タイフ合意」の内戦終結、レバノン再建の動きの中でドルーズのジョンブラット氏とハリリ元首相は協力関係にあり、「レバノンの保安」ということでシリアとの合同会議のもとに、レバノンの行政が牛耳られてきたことに反対する意向をジョンブラットはハリリよりも声高に語っていました。

「ハリリ暗殺」はかつての内戦の右派キリスト教徒のアウン元大統領たちのみならず、ドルーズの共同によって反シリア、シリア軍撤退要求が拡大しているようです。

5月の総選挙で合法的に反シリア包囲網を形成すべく、ブッシュと旧宗主国フランスのシラク大統領も足並みをそろえています。なぜならシリア軍が出ていったあと、大統領としたいアウンをはじめとする政治家は、パリで出番を待っているからです。そして、82年のイスラエルのレバノン侵略後に爆殺された大統領ブシル・ジェマイエルとイスラエルとレーガンのプランであった合法的なイスラエルとの和平「レバノン・イスラエル平和条約」を実現する昔のプランを実行したいのでしょう。

3月3日 厄払いひな人形をおくられし

子のひなまつり思う雪の夜

朝から寒さがつづいています。けれども部屋には菜の花とスイトピー、金魚草やスターチスも届いて、春景色の匂いが独房にみちてます。密封パックの独房は花の匂いは濃くたよいます。

新聞ではパレスチナに関する国際会議が3月1日ロンドンで行なわれたことが出ています。アナン国連事務総長やライス米国防務長官も参加し、ロードマップを描いたカルテット(米・ロシア・EU・国連)に支援されたロンドン会議です。アッバス議長の意向も受けて治安強化のためのアメリカニシアチブによる体系をつくるということらしい。アメリカ主導の治安調整グループが欧州やイスラエルと連携し、自治政府の治安組織の強化、自治政府改革が目標のようです。その結果次第で経済支援も見込まれています。アッバス議

長に米欧は過大な期待を寄せています。でもパレスチナ側だけが「治安」の名で武装解除をとられるならば、矛盾は拡大するでしょう。

1月のパレスチナの議長選挙ではアッバス議長が62%の得票を得たといっても、96年には72%の投票率だったのに今回は45%とのこと。アッバス支持は有権者の28%に過ぎないようです。地方選挙では去年の12月でも今年1月のガザでも Hamas が多数を制しています(12月下旬26町村中13~14が Hamas、1月下旬のガザ地方選挙は10のうち7町村も Hamas)。Hamas は7月のパレスチナ国会の選挙では最大勢力となると予想されています。Hamas の背後には占領を許さないという住民の意志が示されており、血を流しつづけてきた歴史の代償をあまりに安価に合意してしまうことは、住民は望んでいません。3月15日からの自治政府と武装勢力の話し合いはどう進むでしょうか。

夜更けに雪になるといわれていたもので、暗闇の彼方に目をこらしルーバーの向側をさぐりましたがよく見えません。ひな祭は厄を落とすことが由来とかで、アラブ婦りの娘たちはそれぞれにひな人形を贈られたようです。ありがとうございます。私の子供頃、桃の花、菜の花とともに飾られた瀬戸物の白い顔の鼻の頭の少し欠けたひな人形を思い出します。これは戦争直後の物のない時に私の初節句の祝いとして母が帯と着物を売って新しいひな人形を買ってきたのだと、つい最近の姉の手紙で知りました。房にひな人形はないけれど、菜の花が咲きつづいています。

3月4日 粉雪の舞見つ裸足ふみしめて

ベカー高原の冬走るとし

朝から降り込むような粉雪。運動房に出ると担当係の人びとも寒そうに着込んで背を丸めています。こまかい格子の隙間から吹き込む粉雪が次から次へ舞い降りています。寒いけれどたまさかにしか外界と触れ合えない独房の住人としてはうれしい景色です。見上げ立ち止まって粉雪の舞いを見ているとなんだかつかぬベカー高原の雪の中に居よう。

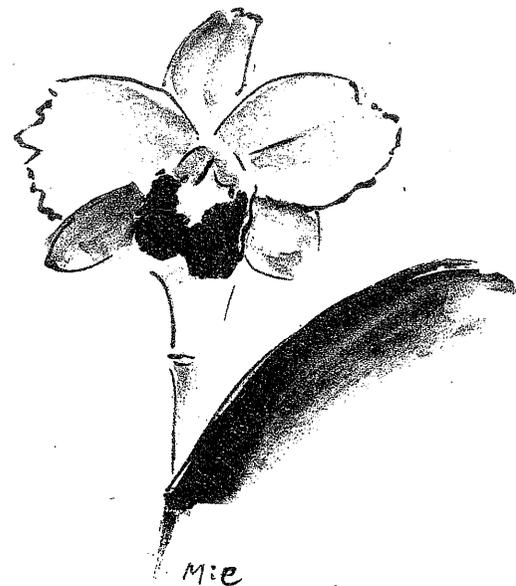
日本を出た時には地中海に雪が降ることも砂漠に雪が降ることも知らなかったし、今のように海外旅行者も多くはない時代だったので、雪にはびっくりしたものです。レバノンはこれから初夏まで水泳もスキーも同時にできる場所です。海岸沿いでは泳いでいるけれどレバノンの山脈の方ではケーブルカーで上がって

スキーもできます。内戦以来の復興で綺麗に変わった街も、今ベイルート市内はデモの人があふれているらしいのが記事の小さな写真でわかります。

ベカー高原に抜けるベイルートーダマスカス街道と呼ばれるドルーズ部族の住む地域の山道は絶壁の山並をぬって凍結して、谷へ車が落下する事故が時々あるので、私たちの仲間たちも1、2月はことに冬場は危険で極力山越え運転は避けて、もっぱら乗合いタクシーを利用してました。今ごろはきっと雪が山道をふさいでいるかもしれません。宿营地をすっぽり銀世界にするベカーでは、夜があけると野ネズミなのか小さな足跡があちこちに、犬や猫の足跡とともに点々としていたのを思い出します。

そんなことを思い出しつつ格子の間からのぞくと、銀世界は遠く嵜まで一面おあって、めずらしい3月の雪景色です。

ラジオのニュースでは「コクド」の堤会長の逮捕のことが伝えられています。結局「コクド」もゼネコンも警察も検察も役所も保守本流政治家も権力をほしいままにしてきた国家権力の体現者たちのいかさまが、今明るみに出ています。60年代の異議申し立ての私たちの闘い、無謀でひたむきな「正義」に敵対した人びとがつくってきたものはこんな違法脱法行為ばかりだったのか……と、欧州ドイツのブラント首相やスエーデンのパルメ首相や法にみずからを律した政治家たちを思いうかべながら、日本がなぜダメになったのかがわかるようです。



「ライブドア」の堀江社長の「金がすべて」風な発言が気に入らないと言いつつ、同じような金権主義者たち。ただそれを婉曲にこっそりといかさまをやってきたのですね。

3月5日 週末の獄舎に句う大輪の

カザブランカでうたたねをする

晴れた空。昨日の粉雪が幻のようです。ルーバーの隙間からうっすらと白いものが見えます。

ラジオからは、イラクでイタリア人の人質になっていた女性が解放されて空港に向かう途中、米軍に襲撃されて治安当局者一人が死亡し、解放された女性も負傷したとのニュース。米占領軍はモラルも倫理も喪失して、また恐怖心でも撃ちまくり、人の死や命をなんとも思わない傍若無人のふるまいです。イタリア人が銃撃されてさわがれているけれど、これはイラク人にとっては日常化した光景でしょう。

意図的か恐怖心による銃撃かわかきませんが、イタリア当局による釈放交渉を現地の米軍が反対していたのは事実です。誘拐された記者は左派系の「マニフェスト」の記者とのこと。70年代にもパレスチナ難民キャンプで映画づくりを共同した「マニフェスト」の友人たちが居ましたので、思わず釈放された人の写真を確認しました。当時マオイズムの評価をめぐってアルハダフで論争していた面々を思い出します。受け取った3月4日の夕刊には「米軍死者1500人を越す」との記事。それよりもイラクの住民たちはどれほどの死と破壊と苦痛をこうむっただろうか……。

今日は休日と決めていたので、芥川賞の「グランドフィナーレ」と直木賞の「対岸の女」を読みました。「グランドフィナーレ」が幼児偏愛のテーマというのでどんなものかと思ったのですが、現代人の疎外と人恋しさがあふれるさびしさとともにかがえる作品でした。他者とのつながりを自分の中に見出す時、人は立ち直っていくのだな……と実感。「対岸の女」の方は「オール読物」で抄掲載のためあまりストーリーがよくわからないものでした。こちらも現在に生きる女友たち同士の孤独や友情がテーマです。二つの小説から人と人との関係のあり方が息苦しいほど求められているのが実感されます。

人びとは関係性の中にも生きられないからです。そしてそのわりに理解を求めないし、されない今の社会のそのさびしい中でのホっとするような出会いのよろこびが作品としての思想をあらわしているのでしょ

うか。「本音」と「建前」ではなく、むき出しの人と人との関係での言いたい放題のアラブの濃厚な人間関係、社会や文化の違いがあれこれと目の前に浮びます。夜は公判前に受け取っていた手紙に一人一人と対話するように返事を書いていたら、あらら、もう朝にはじめました。

シリア軍撤退を求める米務省の動き活発のようです。

3月7日 一番風呂わだかまること独白し

髪を洗ってリセットしようか

粉雪が数日前にあったとは信じられない晴天の週あけです。ルーバーの向こうに朝から光が踊り、晴天の兆し。春日和らしい。

週末休みに書いた手紙など投函の手続きと風呂でバタバタと、週明けはいつもいそがしい。朝食の回収のあとすぐ一番風呂へ。湯舟であれこれ考えつつ。部屋に戻ると購入したココアが4つ届きました。紙コップUCCの2つ入りのものです。近頃ココアを飲むようになりました。嗜好は変わるようです。入所した当初はブラックコーヒーばかり。去年からコーヒーが飲めなくなって紅茶に切り替えていました。砂糖がダメで紅茶のしぶいのがおいしく感じられていたのですが、今年からなんだか寒さのぎに飲んだココアが気に入って甘いココアが好物になってしまいました。ウィークデーに室内体操のあとの午前10時と午後3時、熱湯が配られ白湯のほしい人は、コップにコーヒーやココアの中味を入れてランプを押して待つのです。今日もそんな嗜好変化でココアをたのみました。2カップ組で、1つ122円です。

夜のJウェーブのニュースでは、イタリア当局がイタリア人の車に対する米軍の襲撃が故意の殺人かどうか調査を求めるとのこと。またブッシュはシリア軍の完全撤退を要求し、いっぽうアサド・シリア大統領が期限を示さずに国境地帯までの撤退を表明したとのニュース。ニュースを聞きながら友人たちの顔が浮びます。89年の東欧崩壊から湾岸戦争を経て、アメリカの現在の「植民地化」を予測していた友人たちは今レバノンでどうしているでしょう。

3月8日 獄のすみ見る人のなき週末を

独りじめして梅ひらきおり

ミモザかかげ共にデモした女性の日

君今どこで生きているのか

朝、粉雪の舞った金曜日以来の運動です。運動房に行く鉢植の紅梅の固いつぼみがふわりとまるく変化し、二、三のつぼみからはピンク色の花びらがこぼれています。「うわーうれしい！ やっぱり紅梅だね！」と大よるこびで春日和をたのしみました。

3月8日は女性の日。いつもこの日に思われるなつかしい友人たち何人もの顔があります。おとし証人出廷してくれたライラ・ハリドさんもその1人です。そういえばライラは2003年の今ごろ法廷証言してくれたのですね。女性の日には東欧の女性同盟などの団体との友好の集いなどが難民キャンプで開かれていました。そして東欧から来た年配の女性たちはパルチザン戦争や反ファッショ闘争の蜂起の時、どのように参加したかなども語ってくれたものです。

最前線ですと闘ってきて、女性同盟のリーダーのうちの一人として同盟創設に尽力したライラはそんな中で人気者で、パレスチナの女性の話やハイジャック闘争やゲリラ戦の話をしていただのを思い出します。コペンハーゲンの1980年世界女性会議に、女性同盟を代表してライラが参加した時もイスラエルが「テロリストの参加」を非難し、逮捕要求をくり返しましたが却下され、現地女性や国連に守られて会議に参加していたことを思い出します。

それから欧州の友人たちも女性の日は大切にしています。ことにイタリアやフランスではミモザを飾って女性を祝します。また東欧の友人たちもこの日は赤いバラを贈ってくれたものです。毎年、大きなイベントだったこの日は日本ではあまりポピュラーではないようです。パレスチナの難民キャンプもアラファト派と反アラファト派の対立があったり、レバノン勢力との間でキャンプ戦争があったり、オスロ合意以降、かつての70年代本部機能を果たしていたレバノンの難民キャンプも停滞していました。財政的、行政的にもレバノンの難民キャンプは放置された状態なのかもしれないと、この女性の日になるとパレスチナの難民キャンプに住む女友だちを思い出しつつ、気になるところです。

「オスロ合意はわれわれを棄てた！」と泣き怒っていた48年に難民となった友だちを思います。(オスロ合意では、67年ラインでのそのまたミニ二国家の方向に進んだため、48年に追放されたパレスチナ人たちは帰還の権利を失うことになったと怒っていたのです。ライラもまた48年の難民一家です。)女性の日は友の思い出の闘いの刻まれた日です。

午後、整髪の知らせ。電気カミソリで全体に1センチくらいずつカットしてもらいました。

3月10日

東京大空襲の日とのことで、さまざまな体験が語られた記事を読みました。被災した庶民の哀しくつらい当時を思う。と同時に「加害者」としてアジアから見られている自己認識の欠落した論調も気になりました。そしてまた、3月10日の大空襲の日々が連続しているようなイラクやパレスチナの地域の現在進行形の苦痛に重なります。

ちょうど受け取った「論座」4月号に、中東の現地報告があって、小田切拓氏の“分離壁と「工業団地」が一体のものとしてつくられている”と告発する記事を読みました。ああ湾岸戦争後、マドリッド和平会議がはじまってすぐ、マーシャル・プランのような戦後復興基金の枠組みをつくろうとしていたカサブランカ会議の頃と同じだと思いました。当時のプランも国境地帯のセキュリティーゾーンのパレスチナ側に工場を建設し、労働力として低賃金のパレスチナ人をイスラエルの産業に従属させようというプランでした。

これはイスラエルの安全対策であり、またパレスチナ労働者の搾取のシステムをつくりあげる巧妙なプランでした。今はガザにも「工業団地」がつけられ、またヨルダン川西岸では「工業団地」の建設が分離壁計画の一部としてパレスチナ人の土地を取りあげつつ進められている危険な実態をわかりやすくレポートしています。パレスチナ人も関与し、トルカレム近郊の土地もイスラエルが接収を告げたあとに、パレスチナ人の企業が買収をもちかけているという話です。

「シャロン首相は両者の境界に壁を設置するのではなく、パレスチナ人を檻の中に入れるために壁を利用した。パレスチナ経済がイスラエル経済の下部になってしまえば、両者は一つの国であるというのが実態に近くなる。今の状況ではパレスチナ国家など存在しない」と、告発しています。小田切氏は日本のODAなどの政府援助がイスラエルの思惑と意志によって使われていくことにも監視すべきであると述べています。そしてまた欠乏の中でも壁のパレスチナ側では、土地を売ったパレスチナの農民はいないという話です。

けれども、こうした“経済発展”をよしとして、自治政府はアラファトが譲らなかつた原点をあいまいにしていく危険があるといえます。それはこれから占領反対のパレスチナ住民の意志として7月に予定されている今後の国会議員選挙などで示されてくるでしょ

う。ブッシュはイスラエルの占領を擁護し、「中東民主化」の名で植民地支配を露骨に進めています。パレスチナもイラクもレバノンも、そして親米政権をも解体しながら進んでいます。それは植民地主義者の意図を超えていくでしょう。イスラム文化を基本とした法の支配がブッシュらの押しつけの「民主化」とせめぎあいつつ、新しいものを生み出していくでしょう。

追記 3月16日

3月15日明け方母が永眠しました。ちょうど私がおその日早々に寝て、誰かに呼ばれたようで目覚めた時刻だったとあとで実感しました。「人様に迷惑をかけるな」と言っていた母らしく、孫のメイらとひな祭りを共にした翌日から入院し、早々に彼岸にたちました。行年87歳でした。

3月15日午後、弁護士がしらせてくれましたが、その際、丸岡さんの母上も14日、私の母より一日前に彼岸にたたれたことも知りました。二人の母親たちが道すがら親不孝の私たちのことを語り合っているかもしれません。面会室で母の死を聞いたその直後よりも、房に戻って時間がたてばつほど哀しみと申しわけない想いが深く深くなります。母は私も再会できたうえに孫にも会えたことで、“白黒フィルムだった母の晩年は総天然色に変わりました”と、姉は喜んでくれていましたが、何も孝行になるようなことができなかつたことがくやまれます。また奥平さんのご両親をはじめ仲間の肉親たちへの不徳不義理を母の死に際して、おわびの気持ちがこみあげます。

会うたびに小さくなりし我が母は
子にかえりつつ彼岸に逝きし
夕間暮母の死かみしめ獄舎から
2センチ幅の空見あげおり
2005. 3. 16 記

45号の誤植訂正です。おわびします。

3頁左列下から11行目
住民投票→住民の投票
11頁右列下から18行目
その作ための痕跡→その作為の痕跡
18頁左列上から9行目
長期交流→長期拘留

第53回公判出廷記 1月24日 第5回検察側被告人質問

気持の高ぶる今年初公判

天気予報では、今日は、曇りと出ていたのに、早朝6時半過ぎより、陽が橙色に獄壁に反射しています。

今年初の公判です。去年には、検察側の意図が明確になった分、こちらもそれを意識した対応が今年は益々問われる新年です。

特徴的には和光さんの公判の「論告要旨」に示されたことですが、30年前の事件を、現在の9・11以降の「反テロ」再編の波に乗って、政治的報復として裁こうとする意図です。和光公判では、私の公判をも決着をつけようとしていました。その政治的報復の意図は、「共謀」の断定によく表れていました。直接「ハーグ事件」の関与のない私に対する「共謀」の論理は、推論による断定の数々ですが、現在の刑法改悪にのぼっている「共謀罪」を先取りにした内容としてなんとしても重刑にするという感情的な文章でした。

和光さんの無期求刑に示された検察側の攻撃は、「ハーグ事件」の他の被告である西川さんや私にかけられた攻撃であると同時に、旧「日本赤軍」関係者など「よど号」関係者も含め闘い続けた時代の人々に対し、現在の時流に乗じて報復する宣言を示しています。共同した反弾圧反撃を、実体的に作り得ていませんが、少なくとも、そうした意識において、今年は、更に進もうと思います。

そんなことを考えながら、今年初の初公判に、少し気持が高ぶっています。前回の公判資料を読み返しているうちに、起床のチャイム。寒いのは困るだろうと、タイツ、ズボン下、冬物スラックス。上も、冬物の下着を2枚、セーターにジャケットと、かなりの厚着。

集合場所には、私の他に5人。カラフルなブランドの冬物のコートやジャケットを来た若い人たちです。手錠がまったく不釣り合いだな……などと考えながら、出発。地階の出口に行くと、ひやりと気持の良い冷気が肌を心地よくさして、新年の初外出をなんだかドキドキさせています。

マイクロバスに乗り、7時48分出発。地上に出ると、所内の敷地のだいたいの木の実が、朝日をあびて、キラキラ光っています。桜の並木は、枯木立のまま、寒さのためか、幹がえんじ色に見えます。門を出

て、平和橋通りに沿った荒川土手には、枯草の中に、もう所々、緑が芽をふいています。

高速に入って、カーテンが開くと、冬晴れの陽が眩しく、あたり一面に降りています。遠くにかすむピンクがかった灰色の空は、たんたんに天に向かって真青になっていき、見上げる天は雲一つない青空です。スモッグのグレーピンクの層が広がって、今日は、富士山は見ることはできません。小菅西公園に、蝟梅の花が咲いていると、昨日の新聞に出ていましたが、緑と枯木立の遠目では、黄色の花は見えませんでした。

荒川を渡って、隅田川に目を転じると、白い都鳥が滑るようにあちこちに群れ飛んでいます。冬木立で見通しの良い向こう岸には、光を浴びた街、乳山聖天の千本が、ピカピカと乱反射して、川面まで届くように光りがおどっています。冬晴れの景色のその川辺には、ブルーハウスが続いています。デジタル表示は、8:17.1℃。

マイクロバスの中は、暖房もあって、熱いくらいですが、外は寒いらしく、歩いている人影もあまり見えません。箱崎インターチェンジの辺りのプリムラの寄せ植えが春のように、ピンクや赤の花を咲かせていました。銀座の高速出口には、たくさんの山茶花が路肩にも赤い花びらを散り敷いています。

大野屋を過ぎると、コーナーの一角にシクラメンやパンジー、プリムラなど、春のカラフルな鉢植えが、デコレートされたのが見えました。何の店だろう。銀座晴海通りから、トンネルを抜けて、祝田橋の皇居脇へ。ただ柳の緑が今もゆったりと優雅に風になびいていました。日比谷公園は、落葉で、公園の中まで見渡せましたが、花を見つけられない内に、ターンして地裁へと到着。8時35分。

今日は検察側質問の山場と言われています。

104号法廷、新年の挨拶を兼ねて、みんなに手を振りました。懐かしい大学時代の友人が、地方からわざわざ新年だからと来てくれたようです。ありがとう。そして50代後半にして再婚した友人もサムアップ。60代にして再婚した仲間は、妊娠中のパートナーと共に来てくれました。友や仲間たちありがとうご

ざいます。みんなのエールを受けて、張り切って始めました。

今公判のポイント

検察側の質問の山場となる公判です。

ハーグ事件の準備過程に、被告人がリビアにいたというアリバイを何とか崩したいという意図が鮮明でした。リビアにいたということを被告人が何故もっと前から言わなかったのかと、検事がなじる場面もありました。しかし、丁寧な被告人の説明で、このことを覆すことはできていません。

また、Y逮捕を知った直後に、被告人がリビアに発ったのは、PFLPのほうで、政治解決の可能性が高かったため、武装闘争の必要性を考えるとなく、安心してPFLPに任せて、リビアの同志解放を優先させたためであることも明確にされました。

さらに、いわゆる総括会議をめぐって、被告人がハーグ闘争において主導的な役割を担っていたということに結び付けようとして、質問が細かく続きました。

しかし、総体として検察側の意図が成功したとは言えない公判でした。

以下公判調査まとめ

リビアの対応の変化

西谷検察官「あなたは、5月に、リビアで責任ある地位ある人から、直接、実行犯グループはすぐ釈放されると。あとは手続き上の問題だと言われてたわけですよ？」

被告人「はい、そうです」

検察官「その時、裁判しないといわれたんですか？」

被告人「はい」

検察官「ところが、裁判するらしいという話が聞こえてきたと」

被告人「はい」

検察官「で、あなたは、そのことについて、リビアの大使館に問い合わせたんですか。それに対する大使館の答えはどうだったんですか？」

被告人「問い合わせをしてもらって、返答がない段階だったんです」

検察官「PLOのほうは、裁判について、いや、ないないと、大丈夫と言っていたと」

「いうことでしたよね？」

被告人「はい」

検察官「PLOはなぜそう言っていたんですか？」

被告人「いや、分かりませんが、PLOのほうは楽観視してました」「各地で、いろいろな、そういう事件がありますと、PPLPが介入して、穏便に戦場へ連れ戻すということが、これまでも行われてきたので、そういう意味で、大丈夫、大丈夫という感じだったんじゃないかと思います」

検察官「で、あなた自身も、その責任ある地位にある人が言うんだから、大丈夫だと、PLO戸同じような考えにはならなかったんですか？」

被告人「私がそうなり得ない一番の根拠というのは、日本大使館なんです。ペイルートの日本大使館では、裁判がきちっと行われるということで、その準備をしてらっしゃったんです」

Y逮捕への対策はPFLPに一任

検察官「あなた自身は、Y逮捕への対応策として、Y奪還のための武装闘争を行うということは考えなかったんですか？」

被告人「それ以前の問題でした」

検察官「考えたか考えなかったかという、事実としてはどうなんですか？」

被告人「それは、もう釈放されるという方向に流れてました」

検察官「そういう、釈放されるという方向に流れていたというのは、それは、PFLPの政治交渉によってということですか？」

被告人「はい」

検察官「その釈放されるという方向に流れていたということは、それは、アブ・アリから聞いて分かったということなんですか？」

被告人「はい」

検察官「アブ・アリは、そこまで言っていたんですか？」

被告人「いや、アブ・アリたちに任せれば、そういうことは、もう大船に乗った気持ちというところで」

検察官「その根拠となっているものは、何になるんですか。アブ・アリがそう言ったんですか。俺に任せておけば釈放だと」

被告人「そういうこともあったと思いますけれども、その当時のヨーロッパとパレスチナの政治情勢から言いますと、そういうような類の人たちというのは、

全部、本人の望むところへ追放というかたちで、一応基本的には釈放されておりました。ですから、PFLP、そしてPLOが介入して解決できれば、それは可能だというふうに考えていました」

検察官「そのアブ・アリとの会談のときのことなんですから、あなたがアブ・アリのところに行ったときには、PFLPがY逮捕を既に知っていたような記憶があるということですよ？」

被告人「はい」

検察官「これは、どういうことから、そう思ったんですか？」

被告人「いや、それが余り記憶として思い出せないんですけども、何だ知ってたんじゃないかというふうに、ほっとしたという感じがしたのは、もう大丈夫、解決できるからと言われたんじゃないかと。具体的にどう言われたかは、ちょっと思い出せません」

検察官「アブ・アリと話して、Yに関しては、どっちかという、もう安心という感じだったということなんですから、そうすると、アブ・アリは、Y逮捕への対策として、具体的に、どのようなことを取るというふうに言っていましたか？」

被告人「ちょっと余り記憶ないんですけど、とにかく、あなたは、早くリビアに行きなさい。あとは解決できますから、というふうに言われた記憶があります」

検察官「あとは解決できますからという、その解決の手段、方法について、どういうふうに言っていたんですか？」

被告人「それは、余りそういうことを、PFLPの人は言いませんけど、私が想定したのは、釈放されるんだなと思いました」

検察官「じゃ、あなたは、アブ・アリがどういう手段を使ってY氏を釈放させるんだなというふうに思ったんですか？」

被告人「それは、PFLPのいつものやり方ですと、まず政治交渉をやって、うまく行かなかったら、非平和的方法でも取り返すという、そういう、捕まった同志に対するポリシーというのが決まっていますから、その一員として遇されるということにおいて安心したというのがあります」

検察官「非平和的方法というのは、今回のハーグ事件のような奪還闘争ということですか？」

被告人「それをも含む、PFLP自身がこれまでイスラエルに対して取ってきたのは、同じ方法ですよ。具体的に何か決まっていたとか、ハーグ闘争とか、



そういう意味で言っているわけではありません」

検察官「あなたは、アブ・アリと会ったら、もうPFLPがそういう政治交渉、あるいはハイジャックなり、何でもいいんですけど、そういう武装闘争も含め、責任をもって、Y解放に向けて動いてくれるということが確認できたので、安心したということになるんですか？」

被告人「確認できたというより、期待できたというところだと思います」

検察官「そういう、アブ・アリと相談した結果というのは、帰ってきて、だれかに話しましたか？」

被告人「当然話します。当時いた人に、基本的な話はしたと思います」

検察官「そうすると、あなたが知っている最後の和光のイメージというのは、要するに、あなたと同じように、PFLPが解決するんだというスタンスだったということなんですか？」

被告人「はい」

検察官「それで、実際、そのYの釈放のために、PFLPの政治交渉というのは行われたんですか？」

被告人「はい、行われたと思います」

検察官「それは、PFLPのどこが行ったということになるんですか？」

被告人「それは、国際関係委員会のほうでやったと。後でそのように聞いたように思いますけど」

オリーブの樹 第46号

リビア対策の重要性

検察官「あなたのお話ですと、いろんな人たちの協力で動いているので、Y逮捕があるから、もう裁判は行けないという結論を出すことはできないというお話しでしたですね」

被告人「はい」

検察官「このいろんな人たちの協力で動いているというのは、具体的には、どういうことを指すんですか？」

被告人「具体的には、先ほども若干出ましたけれども、許可証が下りたと。これが下りるまでに、随分苦労したんですね。それと、PLOの側が、もう既に予定も態勢も取ってる、そういうことと、リビア側の受入態勢、そういう全体を指しますね」

検察官「例えば、ドバイ事件の犯人グループのことは、リビアに行くであろうPLOに任せるとかいうことで、あなたは行かないという選択をするということではできないんですか？」

被告人「そういうふうには一切考えなかったです。むしろ、私のミッションとしては、リビアに行くことのほうが、Yさんの対策よりも大きな仕事だというふうに思っていました」「1つは、裁判をさせないということですよ」

リビアに着いて

検察官「話をもとに戻しますが、トリポリに着いたその日の夜に、すべて解決したと言われたわけですよ？」

被告人「はい」

検察官「すべて解決したというのは、どう解決したということですか。釈放されたということなんですか？」

被告人「それは、アラブ式といいますか、エブリシングイズオッケイという、そういう感じですね」

庄司弁護士のこと

検察官「庄司弁護士がリビアに滞在していたのは、ドバイ事件の実行犯グループに会うためなんですか？」

被告人「はい」

検察官「庄司弁護士は、何としても、ドバイ事件の実行犯グループと会うということだった、ということなんですか？」

被告人「そうです」

検察官「これは、なぜなんですか。何としても会

わなければならない理由はあったんですか？」

被告人「それは、弁護人の執念といいますか、とにかく、岡本同志のときもうまくできなかったし、73年もうまく行かなかったんで、是非今回はということで、会えるという約束をされたうえで、会えなかったわけですよ」

検察官「岡本同志のときは、それは裁判があって、判決も出て、拘束されてと。庄司先生にとっては不意な結果だったかもしれませんが、今回は、円満に釈放されて、よかったよかったというので、それで、そのまま帰ってもいいんじゃないんですか？」

被告人「いや、庄司先生のお人柄御存じでないかもしれませんが、是非会って帰ると。結局、後に岡本同志にも会うということも実行されていますし、そういう人ですよ」

検察官「要するに、庄司擁士がドバイ事件の実行犯グループと会う。何としても会わなくてはならない、その理由というのはどこになるんですか？」

被告人「それは、日本のマスコミに対しても、責任持って回答できてないというのを、一番言っていましたね」

検察官「日本のマスコミに責任持って回答するために、合いたいということなんですか？」

被告人「それを言っていましたね」

リビアの革命記念日に参加して

検察官「リビアの革命記念日の9月1日は、地方にいたということなんですか？」

被告人「はい」

検察官「トリポリはいつ出たことになるんですか？」

被告人「前日に、トリポリを出て、途中の各地で、前夜祭みたいのがあるんです。途中の都市での前夜祭に出ました」

検察官「革命記念日は、革命の聖地がどこかにいて、トリポリに戻ってきたのはいつなんですか？」

被告人「それは、9月1日ですね」

検察官「革命記念日当日に戻ってきたんですか？」

被告人「夜、そうですね」

検察官「革命記念日には、リビアの公式行事には出席してたんですか？」

被告人「公式行事、地方には出席しました」

検察官「それは、革命評議会メンバーが主催するような行事になるんですか？」

被告人「当時のシステムからいいますと、ちょう

ど人民革命をやって、人民委員会とか、そういうのがだんだんにできていく過程で、そういう自治主体といえますか、その主催の前夜祭みたいなものです」

検察官「あなたは、以前から、リビアの革命記念日に招待されてたということですよ？」

被告人「はい」

検察官「弁護人も言っていましたけど、革命記念日に招待されるというと、トリポリでパレードなどの式典に招待されたんだというような感じを持つんですけど、式典などへの招待ではなかったということなんですか？」

被告人「式典には、希望で出ることはできます」

検察官「地方で革命記念日を迎えたというのは、それは、あなたの希望だということなんですか？」

被告人「そうですね」

検察官「そうすると、リビアのほうからあなたに、何か選択肢が提示されるわけですか。どうしますかと？」

被告人「そうですね」

検察官「それは、どういう選択肢が提出されるんですか？」

被告人「ファミリーな歓談といいますが、そういうことと、パレードとかありますでしょ、そういう条件とか、幾つかありましたね」

検察官「パレードなどの、そういう式典への招待じゃなくて、ファミリーな式典であっても、それを欠席したりすることはできないんですか？」

被告人「それは、できないですね」

検察官「あなたは、リビアの革命記念日のパレードなどの式典に招待されたことはあるんですか？」

被告人「あります」

検察官「実際に、出たことはあるんですか？」

被告人「革命家用の席に座ったことはあります」

検察官「それは、いつになるんでしょうか？」

被告人「いろいろな年月といいますが、70年代とか、あります」

検察官「74年9月1日より前にはあるんですか？」

被告人「それは、ないです」

検察官「74年9月1日も、パレードの式典には出てなくて、その以降に、そういうパレードの式典に出たことがあるということですか？」

被告人「はい」

検察官「そこには、そういう、あなたのような立場の人の席もあるということなんですか？」

被告人「はい」

丸岡さんと

検察官「9月4日から5日ぐらいにリビアから戻って、丸岡氏とはベイルートであったということになるわけですか？」

被告人「はい」

検察官「丸岡氏から、アブ・ハニがY奪還作戦の準備をしているということは聞きましたか？」

被告人「それは、聞きました」

検察官「それは、どういうふうに言っていましたか？」

被告人「具体的に聞いたというよりも、当時の丸岡さんは、強く、アブ・ハニ部局に対する批判を持ってまして、そういう意見提起に行ったら、ほかのこと、つまり、Y問題の解決が先行しているという話を聞いたので、自分の意見は述べる条件がなかったという話として、聞きました」

検察官「そうすると、Y奪還作戦の準備ということについては、そのY問題が先行してるという程度にしか聞いてないということですか？」

被告人「そうですね、余り具体的に、何か聞いた記憶がないんですけど」

検察官「和光氏のことは話に出たんですか？」

被告人「出たと思います」

検察官「それは、どういうふうに出たんですか？」

被告人「アブ・ハニ、つまりPFLPのほうで、政治解決が難しい、交渉もしているけれども、奪還作戦の準備もしているというような話でしたんじゃないかと思います」

検察官「丸岡は、バグダッドでアブ・ハニと会った時に、自分が話しをしようとしたことを話す状況になかったとか、自分の話しができなかったというお話しですけども、丸岡が話しをしようとしたこととか、丸岡の言う、自分の話しというのは、何を指すんですか？」

被告人「それは、これまでの共闘の総括で、もう1度仕切り直しをして、共闘関係をきちっと作りたいという提案をしようというのを考えてたようです。それは、再三言っていました」

検察官「その話というのは、Y奪還作戦だとかいうことではなくて、共闘関係をどうあるべきかという話だということですか？」

被告人「そうです」

アデンでのランディング拒否について

検察官「アデンに投降しようとして拒否されたということに関して、投降先が事前に決定していたということはある得ないというお話でしたすね？」

被告人「はい」

検察官「この事前というの、いつまでを指すんですか？」

被告人「事前というの、作戦が始まるまでを、普通、事前というんじゃないでしょうか」

検察官「事前にはあり得ないということなんだけど、じゃ、ハーグ事件が始まったら、交渉が始まって、ハーグ事件が解決して、ハーグから撤収するという段階においては、南イエメン政府との間で受入れの交渉がまとまってるということもあり得るんですかというのが、私の質問なんですけど」

被告人「それは、私は分かりません。だけど、そういうことはあり得ないんじゃないかというふうに思います」

検察官「そうすると、例えば、南イエメンにランディングできないからといって、それは、言ってみれば、交渉もせずに行ってるんだから、当然と言えば当然のことなんですか？」

被告人「そうですね」

検察官「それに対して、例えば、和光が怒るとか、そういうことはあり得ないことになるんですか？」

被告人「それは、これまでの経過から、断ったことがなかったというのが、怒ってる原因じゃないでしょうか」

検察官「今まで受け入れてくれたのに、今回受け入れてくれなかったのはなぜだということで怒ってるということですか？」

被告人「はい」

検察官「だけど、PFLPは、もともと交渉しないんだから、PFLPが交渉しないことに対して、和光が怒りをぶつけるということはある得ないということですか？」

被告人「PFLPが介在して、これまではやれてきたわけですから、PFLPがやってないという怒りにもなるとは思いますが」

検察官「あなたはカルロスは、なぜそういう指示をしたというふうに考えているんですか？」

被告人「それは、当然、これまでうまくいったからという、比較的、ずぼらといいますか、そういう判断ではないかと、私は思いました」

検察官「あなたが、事前の交渉もなければ、途中

の交渉もなければ、出発前の交渉もないというふうに、今おっしゃってましたけど、それは、調査の結果が何かですか？」

被告人「いや、それは、ライラとか、友達がいましたから、エピソード的には聞いてましたから。何かそういうことに対して、事前に交渉するというふうに考えたことは、私はなかったんです」

翻訳作戦のこと

検察官「総括会議なんですけども、軍事的部門の総括会議が5日間くらいあったということですよ？」

被告人「はい」

検察官「そのうち、最初の2日間に出席するように求められて、出席したということなわけですか？」

被告人「はい」

検察官「その最初の2日間は、何を会議してたことになるんですか？」

被告人「最初の2日間は、非常に大事な会議だったと思います。内容的には、これまでのいろいろな歴史的な行き違いや含めて、これから独自にやっっていくというふうに、この間の会議でやろうじゃないかというような話をまず切り出して、そこからお互いにいろいろな話をしました」

検察官「翻訳作戦の経過について、あなたが説明するという話は分かるんですけども、ハーグの準備については、あなたのお話だと、関与してないわけだから、あなたがそこに出席する理由はないんじゃないんですか？」

被告人「いや、その5人の会議というのは、いわゆる機密的な話含めて、そこで、これからどういうふうに組織を作っていくという話をするんですから、いろいろな話、和光さんからは、そういう準備の話で行き違った点も出ましたし、いろいろな話が出ました」

検察官「それだと、何も最初の2日間に限らず、残りの3日間も、出てもおかしくはないんじゃないんですか？」

被告人「もちろん、そう思いますが、それは、私のほうが忙しくて、出ていける条件がなかったんで、飛び飛びに、時間があつたとき、出てたという感じです」

検察官「総括会議で、あなたが出席したその2日間で、翻訳作戦についての経過を説明したことがあるというお話でしたすね？」

被告人「はい」

検察官「翻訳作戦を始めるきっかけについては、どういうふうな説明をしたんですか？」

被告人「翻訳作戦を始めるきっかけというのは、ハバシュ会議後のヨーロッパとの単一化に向けた会議の中で出てきたという、そういう経過から話しました」

検察官「日本赤軍の資金獲得を目的とするとか、そういう作戦の目的とか、そういうのは話してないんですか？」

被告人「話したと思います」

検察官「翻訳作戦において、自分が果たした役割については、どういうふうに説明したんですか？」

被告人「それは、私がヨーロッパ、それからアラブをコーディネートしてたというふうに言いました」

検察官「翻訳作戦について、ヨーロッパグループ内に問題があったということは、説明したわけですか？」

被告人「したと思います」

検察官「ターゲットの変更の問題であるとか、参加不参加をめぐる問題であるとか、そういう説明もしたわけですか？」

被告人「したんじゃないかと思えます」

検察官「翻訳作戦の事実関係の確認とかは、かなり行われたという認識ですか？」

被告人「はい。私の記憶では、丸岡さんから、その情景の中で、そんなディテールを言うべきではないと批判された記憶もあります」

武器問題

検察官「武器に関して、どういう話が出たんですか？」

被告人「それは、5人の会議で、だれが言ったのか、ちょっとよく覚えてないんですけど、武器が全部、実は準備されてたという話を、ペイルートのほうで聞いたという話が出て、それで、武器が2丁というのと3丁というので、どうなつたんだというような話を話してる光景がありますね」

検察官「それは、記憶にあるんですか？」

被告人「はい、それは記憶にありますね。それ、もっと前にも出てたかもしれない気もします」

検察官「その後は、どういう話が出たのかは分からないけど、武器が貧弱だったという話が出たかもしれないということになるわけですか？」

被告人「はい」

検察官「逆に、その2丁しか用意されなかった点について、大使館の警備態勢に照らせば、2丁でもよかったんだというような意見は出てますか？」

被告人「そうですね、余り記憶がないけど、武器の不足とは言えないなというような発言があったようにも思いますね」

検察官「不足とは言えないというのは、どういう意味で、不足とは言えないんでしょうか？」

被告人「それは、やはり、比較的平和的な条件だったということじゃないかと思えます」

検察官「それでも不足とは言えないという意見というのは、まず、だれから出たんですか？」

被告人「それは、余りはっきり覚えてないんですけども、勝って、勝利した結果としての話じゃないでしょうか」

警察官に対する発砲について

検察官「警察官に対する発砲状況について、総括会議で話しは出たんですか？その5日間を通して」

被告人「それは出たかもしれないですね」

検察官「誰が話してたか覚えてますか？」

被告人「佐藤さんが自己批判してたかと思えますけど」

検察官「何というふうに話してたんですか？」

被告人「やはり、平和的解決を望みながら、負傷させてしまったということじゃないでしょうか」

検察官「その発砲状況について、佐藤は何か言ってなかったんですか？」

被告人「ちょっと記憶にないです。この間のいろいろな資料を読んで、ああ、鉢合わせだったんだという、私の今の理解です」

検察官「総括会議のときに、組織名佐藤は、発砲状況の具体的状況について、自らどういう説明をしましたかというのが、私の質問なんですけど」

被告人「それは、記憶にありません」

以上公判調書まとめ

オリードの命日ととらえ返しながら

5時10分前に検事の質問が終わりました。閉廷を告げられ、促されて帰る傍聴席の友人たちは、手を振っています。新年の挨拶を込めて「ありがとう！」と大声をあげて挨拶一声を發していました。

今日の公判では、主にYさんのパリ逮捕時の情況

オリーブの樹 第46号

から、当時の動きが中心の質問となっています。ことに、当初から、「ハーグ事件」当時、リビアにいたと主張していたので、アリバイを崩すための質問や疑問の突っ込み批判などがありました。そののち、総括会議の質問へと続きました。私の今日の失敗は張り切りすぎたことです。

私の方は、中東の実情を知らない検事側の質問や批判に、開示できる事実は示し、できるだけ丁寧に、答え様と心がけました。その中で不要なことを言ったり、推測など、自分で決めていた範囲を踏み出してしまった点もありました。始りの丸岡さんの件などでの検事の嫌味な質問に、気持として対抗的に気張って、むきになってしまったこともあります。今回は背負い過ぎず、原則的に進めようと思います。

帰りは、すでにイルミネーションの晴海通りを通過して隅田川の川面に向かっていく時に、ふと、「今日は、オリード（注：訓練中にペイルートの海で亡くなった山田修さん）の命日だな」と、川面を見ながら思いました。あの時代がたちまちに気持の中に押し寄せてきて、オリードのこと、松森さんのこと、当時の快

活なやり取りを思い出しました。

生き残っている私たちには、手におえないことばかりだな……と現状のパレスチナや日本のことを考えました。でも、“良心”はすたることなく、次の局面を開くという信念が、また、立ち昇ります。かつてのようなスタイルではなく、違ったスタイルで、きっと。

外の景色も流れて、考えていたらしく、気がつくともう東拘のゲート。6時30分過ぎに、東拘に戻りました。房には、菜の花とスイトピーが届けられていました。もう春の花。菜の花の匂いは、とくに嬉しい！感謝。

オリードを弔う思いで、菜の花とスイトピーを食べて、日誌に「オリードのこと」を記しました。

尋問に答える脳裏に立ちあがる
感情の渦におぼれかけたり
隅田川暗きにぎり江見つめつつ
君の命日思い出したり
独房に匂う菜の花春色の
記憶を連れて我を見つめおり

第54回公判出廷記 2月9日 検察側被告人質問と弁護側再質問

「東京には空がない」

立春を過ぎて、曲折を経ながらも、春へと向かっているのでしょうか。昨日は雨で寒く、今日の晴天は期待していませんでしたが、6時過ぎくらいから東雲が橙色に光を反射し始めました。アクリル窓の向こうのスリガラスの壁の向こうの朝日のかけらが少しづつ強くなって、日の昇ってくる様子を感じます。起きて、まず、花の水を変えて、洗面をそっとしながら、起床チャイムを待ちました。

今日は、検察側の質問が前半で終わり、後半から弁護人の再質問が始まります。携行する資料のチェックをしているうちに、起床のチャイム。佃煮海苔と梅干に、豆腐の味噌汁の朝食を早々にして、集合場所へ。私の他に3人の同行の方々。下に降りて、マイクロバスに乗りこみました。冷たい外気を一瞬受けて、マイクロバスの中へ急ぎました。

地上に上がると、運転席の方からバスの内部に溢れる光が入りこんできて、眩しい。カーテンの間隙から、もう陽が差し込んでいます。車内暖房が効いていて、厚着のために、少し汗ばんでしまいます。所内の橙の木は、まだ2本とも実を付けて、朝日に光ってい

ました。

高速道路に入って、一斉にカーテンが開かれると、荒川の河川敷には、光が柔らかく届いて、たくさんの水鳥が昨日の雨の水溜りで、群れているのが見えました。今日は、昨日の雨で、空が洗われたはずなのに、スモッグの層が厚く、朝の日を受けて、グレーピンクの帯が広くビル上空を被っています。「東京には空がないという」という『智恵子抄』の一節を思い出してしまいます。スモッグに遮られて、富士山は今日も見えません。

冬木立がこんもりとしているのは、向島の牛嶋神社の境内の緑です。今日は、4℃の表示。前回の1月の1℃よりも暖かいようです。東銀座出口には、まだたくさんの山茶花が次々と花を開いていました。山茶花は、丈夫で、冬の寒さの中、楽しませてくれる花です。前回まで濃くゆらりと揺れていた銀座の柳は、もうほとんど葉を落としていました。

ブランドショップの並ぶ晴海通りには、春の花のような色鮮やかな寄せ植えが歩道脇に置かれていました。トンネルを越えて、祝田橋。お堀の柳も葉をもう落しています。

日比谷公園には、寒椿か山茶花か、点々と花のついた木が遠目に見えました。地裁の対面の日比谷公園脇の道路に一瞬見えたのは、枯れ木に花を咲かせたようなピンクの花。あれ?!梅かな?!と振りかえったのですが、確認できずに地裁の敷地に曲がりました。

地裁には、低い垣の山茶花に背の高い寒椿か紅い美しい立ち姿の木々を見ながら、地下駐車場へと到着しました。8時半です。

今日は、検察側の方は、前回に引き続いて総括会議に関する質問。更に、日本赤軍として確立する総括会議後の3委員会制とその後の質問が続くでしょう。さらに、他の公訴事件にも触れると想われます。3時から弁護側再質問となります。弁護側の主質問では、ミニマムにしか事実関係には触れず、押収品の説明などは行ってきませんでした。検事側は、論告を75年調査、押収品で作上げるべく、検察側の質問では、押収品の文書が詳しく質問されてきました。それらをもう一度弁護人の側から検事側の意図を批判する意味でも、再質問が行われます。

104号法廷、傍聴人が一斉に入廷してきました。山羊農場にいる戸平さんが久しぶりに傍聴に見えたようです。痩せていても元気そうです。大学の友人たち、たくさんの知らない方々も、ありがとうございます。

閉廷後、裁判長の側から、本日からの弁護側再質問にあたっての証拠請求などについての質問がなされました。弁護側より、たびたび検察側が質問に利用している、Tさんのフランスでの自供書の開示とフランス当局の押収したアブ・ハニの手紙三通の開示を求めました。検察側は、「アブ・ハニの手紙はない。Tさん供述書は任意には開示しない。開示する以上、それを証拠として採用することを条件とする」と、述べました。「かつて、丸岡公判で、任意に公開しないとされたが、守られなかった云々」と私には、訳のわからないことを言っていました。

弁護人は、「こちらの要求は、まず、弁護人への開示です。その証拠採用を認めるか否かは、それを見てから決めるべきものです」と返答しました。質問中、西谷検事が「アブ・ハニの手紙に翻訳が書かれていない」と言及していることもあったためでしょう。弁護人は重ねて「アブ・ハニの手紙を読んでいるのではないか?」と尋ねました。

74年当時にY、T、K、山本さんらをパリ拘留時に尋問した、すでにリタイアしたDSTの捜査員を西谷検事は、2002年に尋問して、その調査も証

拠採用されています。その際、アブ・ハニの手紙も読んでいるものと想われます。西谷検事は、アブ・ハニの手紙はコピーもないし、読んでもいないと答えました。

裁判長は、再質問の開始前に、T供述書の開示を求めるのかと尋ねましたが、弁護人側は、「これからの再質問を行っている間に、開示されれば良いです」ということを確認して、始まりました。

今公判のポイント

今公判は、前回に引き続き、検察側の被告人質問で、これが終わり次第、弁護側の再質問に入ることになっていました。

検事は、リビアでの状況についての質問を続けましたが、どちらかというと、通信事情や通信手段といったアラブの社会常識に関する質問の感じがしました。奥平純三不正出国事件では、ほかに実際に担った人物がいるにもかかわらず、被告人がその詰みを甘んじて退き受けるに至った過程が展開されます。裁判所はどのように判断を下すのでしょうか。被告人が認めている旅券の不正取得問題では、検事も勢いを盛り返した感がありました。

弁護側の再主尋問に移って、比較的丁寧に『自力更生』の内容について確認されました。このあとのまとめには省きましたが、被告人が共同したPFLPの様々の共同者についてや保安態勢など、日本人には分かりにくい点について、質問がありました。次回も弁護側被告人質問です。

以下、公判調書まとめ

西谷検察官は、はじめに前回の質問に関して2、3の確認をしました。

検察官「和光氏がY奪還作戦に参加するということ、あなたが知ったのはいつになるんでしょうか?」

被告人「それは、9月の時点ですけれど」

検察官「要するに、事件が起きる前に、もう知ってたんですよね?」

被告人「起きる前に、丸岡さんから聞いた概略で、どういうことというのは分かりませんでしたけれども、出掛けたというのは知っておりました」

検察官「和光氏が山田奪還作戦に参加するということ、あなたは知ったときに、知って驚いたという

記憶はありますか？」

被告人「ないです」

検察官「あなたがY逮捕の第1報を受けてから、リビアに行くまでの間に、和光氏は、Y奪還のために武装闘争を行うとか、行う必要があるとかいうようなことは述べてたんですか？」

被告人「私の記憶では、ございません」

検察官「あなたの耳には、例えば、だれかが、和光氏がそういうのをやるらしいよというような話も聞こえてこなかったということですか？」

被告人「聞こえてこないです。当時、まだ、そういう以前の段階だったと思います」

検察官「じゃ、その和光氏の言動とか素振りじゃなくて、あなた自身は、そのY逮捕の第1報を受けてからリビアに行くまでの間に、和光氏がY奪還のための武装闘争を行うのではないかというふうには考えてたんですか？」

被告人「先ほども申し上げましたように、そういう、まだ奪還とか、ストレートに考えてるような状態ではなかったんです。ですから、全く、そういう発想がなかったと思います」

検察官「リビアに滞在中に、8月20日の、パリでの検挙は知らなかったと、こういうお話でしたよね？」

被告人「はい」

検察官「仮に、これを知ってたら、あなたはどうしたんですか。リビアでの滞在を切り上げて、ベイルートに戻ったんですか？」

被告人「いや、戻れなかったと思います」

検察官「そういう選択になっただろうと思われるのはなぜですか？」

被告人「それは、私自身が勝手に決められないからです」

検察官「だれが決めるということなんですか？」

被告人「それは、PFLPだとか、PLOの人とか、一緒にいる人たちの計画に、私は沿うほうですから、私のほうが新しい変更を申し立てる立場にはありません」

検察官「それでは、質問を時系列に戻して、前回の総括会議の続きから質問したいと思います。5日間くらいあったという軍事的部門の総括会議なんですけれども、その総括会議の中で、和光氏がなぜY奪還作戦に参加することになったのか、その経緯についての説明というのはありましたか？」

被告人「記憶にないです」

検察官「そういうのは、本当になかったんですか？」

被告人「いや、あったかどうか記憶になくて、この間、法廷で、和光さんの主張などを理解して、ああそうだったのかなというふうに、ちょっと、えっという感じで思ってるだけです」

検察官「和光氏がY奪還作戦に参加するようになった経緯に関して、和光氏の独断専行であるとか、ひんしゆくものだというような意見というのは出てなかったですか？」

被告人「その当時は出てないです」

戸平証言を巡って

検察官「戸平氏がこの法廷で、総括会議で武器の調達など、ハーグ事件のもろもろの問題について、とにかく、あなたのほうで何もタッチしなくて、共闘組織と実行部隊に任せてしまったというようなことが問題であったと発言していると思うと、こういう証言があるんですが、あなたは、そのような発言をしたことはないということなんですか？」

被告人「はい」

検察官「同じく、戸平氏は、この法廷では、あなたが作戦自体を全部共闘組織及び実行部隊のほうに任せてしまっていたと。任せたとはいえ、言葉としてちゃんと覚えていないが、あなたのほうで何もなかったということを問題にしていたと記憶していると証言してますけど、そういうことを問題にしていたということもないんですか？」

被告人「そういうことを問題にしたという発言をした記憶はありません」

検察官「戸平氏がいたかないかは別として、あなた自身の発言、自分の発言で覚えているようなことってあるんですか？ 総括会議における自分の発言で」

被告人「どこでどのように発言したかは分かりませんが、これまでの歴史の話として、PFLPに依存するようなかたちで組織を作ってきて、対等な関係が作れなかったというのと、それについて、自分の責任があるという発言をしたと思います。それと、ヨーロッパの人たちと無原則な関係を作ってしまったという点で責任があるというふうに言ったと思いますけど、謝ったという感じではなかったと思います」

検察官「事実関係だけを整理しますが、要するに、闘争準備を依存したという発言を、あなたはしてないとして、ほかの人がしたということはあったん

ですか？」

被告人「もう、昔の記憶ですから、全然そう細かく聞かれても、何も答えようがありません」

検察官「総括会議で、リッダ闘争以降、軍事的部門の同志たちに任せるというかたちで、自然発生的なかたちに委ねてきた点をとらえ返したいという趣旨の発言をしたかどうかということなんですけども、今、私が読んだのは、丸岡氏が、法廷で、自分の言葉で言うということですが、あなたの言葉で言うと、どういう発言をしたか覚えてますか？」

被告人「そのような、似たような発言はしたと思います」

検察官「要するに、軍事的部門の同志たちに任せるというかたちで、自然発生的なかたちに委ねてきたというようなことを言ったということですか？」

被告人「はい」

検察官「これは、何について、軍事的部門の同志たちに委ねてきたということになるんですか？」

被告人「これは、私たち自身が非常に自然発生的な集まりでしかないために、客観的には、PFLP自身の矛盾をそのまま背負ってしまったということによってたと思います」

検察官「軍事的部門の同志たちに任せるというのは、何を任せたとということなんでしょうか？」

被告人「あらゆる決断ですね、そういうPFとの決断に対して」

検察官「例えば、PFLPとの作戦に参加するとかしないとか？」

被告人「はい、最初の決断のところでね」

検察官「で、あとのしりぬぐい部分を、あなたがやってたんだということですか？」

被告人「あなたがというより、組織的部門ですね」

検察官「で、それをとらえ返したいということなんですけど、それをどうしたいということなんですか？」

被告人「組織を作りましょうという提案として行ったと思うんです」

検察官「組織を作ると、それがどういうふうに変っていくということになるんでしょうか？」

被告人「それは、日本人の間でまず決定して、そのうえで、やるかやらないか、個々人がPFLPの準一員として命令を受けるということではなくて、日本人の間で、やれるかやれないか決断してから対応できるということなんです」

検察官「そうすると、例えば、日本赤軍なら日本

赤軍の組織全体の意志として、参加するかどうかを決めるということですか？」

被告人「はい」

「自力更生」

検察官「『自力更生』ですけど、右上に84と示してあるページを示します。(五)ハーグ闘争のところ。この『自力更生』の中に、『司令部の責任として』とあるんですが、司令部というのは誰を指すんですか？」

被告人「当時の司令部を形成したのは私ですけども、この内容には該当しません」

検察官「丸岡氏は、あなたを指すんだと言ったけど、あなたではないんですか？」

被告人「いや、内容がここで正しく書かれてないことにおいて、丸岡さんが言ったのは、そういう断定的な内容ではなかったと思いますけれど」

検察官「それが、あなたの読み方だと、どういうふうに読めるということになるんですか？」

被告人「私が言ったのは、当時、武器の問題、ランディングの問題などで、司令部の責任として、それが私であれ、ほかの人であれ、そういうふうな責任を問われたことはありません。そのことを、まず言ったんです」

検察官「そうすると、その後段、『分派的傾向を生み出していった』というのはどうなんですか？」

被告人「この文章自身が、不正確、誤解を招くものだと思いますけれども、この文節の趣旨としては、建党上の問題を語ってるんですよ。その分派的傾向について、ここで書きたかったんじゃないでしょうか」

検察官「丸岡氏は、この法廷で、司令部の責任とあるが、司令部とはあなたを指しており、責任とは間接的な責任を指すというふうな、政治的責任ということであるというふうなことを証言してましたけど、そういう理解は間違ってるんですか？」

被告人「それは、丸岡さんの証言の最初に前提がありまして、まず読んだことがない。私自身も、この法廷が始まってから読んだんです。ですから、敢えて、これを解釈しようとしたら、こういう解釈が成り立つのではないかという内容として、丸岡さんが証言されたと思います」

3委員会制

検察官「3委員会制になった後のことをお聞きしておきたいんですけども、政治委員会の責任者とい

うのは、あなたなんですか？」

被告人「75年のある時期から、私になることになりましたけれども、決定したときは代表はおりませんでした。むしろ、丸岡さんが負っていました」

検察官「あなたが、途中から、その政治委員会の責任者となったのはなぜなんですか？」

被告人「それは、ストックの闘争で、逮捕、自供がありましたね。その後からです」

検察官「ストックホルム事件後の、その回覧板の話とか、その辺りの後というなんですか？」

被告人「はい」

検察官「3委員会体制になってから、日本赤軍としての意思決定というのは、どういうふうに行われてたんですか？」

被告人「それは、基本的には各委員会、組織委員会、それから軍事委員会、それは、独自に機密を持って、独自に活動していました。それを調整するような役割として、政治委員会がありました」

検察官「日本赤軍の組織全体を指導する仕組みというのはあったんですか？」

被告人「それは、まだ、当時はできておりませんでした」

検察官「3委員会制になった後、軍事作戦を決定するメカニズムというのは、どういうものだったんですか？」

被告人「それは、軍事委員会が行う専権事項でした」

検察官「そこに政治委員会は、全くコミットしてないんですか？」

被告人「できません」

検察官「そうすると、軍事委員会は、そういう軍事作戦については、独立性を持ってるんですか？」

被告人「基本的にそうですね。組織的部門の機密、別個に持ってましたし、基本的には独自性を持ってました」

検察官「それだと、何か3委員会制になる前と余り変わらないような気がするんですけど、そうじゃないんですか？」

被告人「3委員会制になる前の構造というのは、どういうことでしょうか？」

検察官「あなたのさっきの話によると、例えば、軍事的部門の人たちが任せられて、まさに任せられて、自分たちで決定して、作戦に参加してたわけでしょうか？」

被告人「いや、そうじゃないんです。自分たちで決定できないことが問題だったんです。アプハニ部局の人々が決定して、日本人は駒のようだったというのが総括なんです」

検察官「その3委員会体制というのは、いつまで

続いたことになるんですか？」

被告人「質的に、3委員会制ができたときと、その後変化するというままだ、3委員会制というのがずっとあって、先ほど申し上げましたように、76年の夏か冬か忘れちゃったけれど、そのころに、基本的な構造を決めて、そこで解消されたと思います」

検察官「司令部5機関体制になった後、軍事作戦を決定するメカニズムというのは、どうなったんですか？」

被告人「それは、軍事作戦機関が行います」

検察官「司令部ができて、軍事機関が独立して、決定し、行うということなんですか？」

被告人「はい」

回覧板のこと

検察官「ストックホルム事件の後の回覧板のことを聞いておきますけど、回覧板は、交換日記をヒントにしたあなたの発案ということなんですか？」

被告人「まあそうですね」

検察官「和光氏は、その意見書や被告人質問で、回覧板ノートの試みについて、丸岡氏がそれを提起したのは重信氏である旨証言しているが、それは事実と異なる。丸岡氏は当時不在だったので、実情を把握できていなかったと思われるが、実際には、軍事委員会のアパートで自発的に開始されたと言っているんですけど、そうじゃないんですか？」

被告人「そうではありません。私の記憶では、私を書き出して、そのノートに日高さんが続けて書いて、日高さんに、軍事委員会へ回してもらったというのがありました」

奥平純三不正出国関係

検察官「この奥平純三の不正出国事件について、弁護人の御質問に対するお答えですと、現在あなたは、島田氏に、奥平純三の不正出国を依頼した人物がだれであるか、はっきり確信できると、こういうことですか？」

被告人「はい」

検察官「その人物が、島田氏に対して、奥平純三の不正出国を依頼したということになるんですか？」

被告人「はい」

検察官「何らかのかかわりを持ってるとかいうんじゃないくて、島田氏に依頼したのがその人物だということに、あなたは確信しているんですか？」

被告人「まあ、こういうところで発言していいのか

知りませんが、島田さん自身が、西村はだれだれであるというふうに、私の弁護人に述べたというのを聞きました」

検察官「そうすると、もう既に、山本万里子公判での証言は終わった後ということになるんですか？」

被告人「終わった後です」

検察官「その人物は、奥平純三を出国させて、どうしようということだったんでしょうか？」

被告人「いや、ちょっとわかりません」

検察官「要するに、日本赤軍のために出国させて、合流させるということなのですか？」

被告人「そうだったと思います」

検察官「じゃ、その西村某のことは忘れてください。島田さんは、山本万里子公判で、あなたも読んでおいて、あなたから奥平純三の出国を頼まれたと証言してましたよね？」

被告人「はい」

検察官「それは、うそだということなんですか？」

被告人「いや、記憶違いではないかと思えます」

検察官「両立する話かもしれないですよ。例えば、島田さんは、西村某からも頼まれてたし、あなたからも頼まれてたということだってあり得るわけでしょう？」

被告人「それは分かりません」

検察官「島田氏があなただと証言している理由が何なのかというの分からないわけですか？」

被告人「だから、推察するに、頼むねっていうふうに言われたという、そういう記憶なのかなと。具体的に、何か非合法ということではなくて、頼むよというふうに言われたという理解なのかなというふうに、私は推測しました」

検察官「それを記憶違いしてるんだということなんですか？」

被告人「証言した中にもあったと思いますけれども、純三さんのテープが当時家にあって、そのテープを聞いたりしていれば、そういうこともあったかもしれないというふうに言った記憶があります」

検察官「そういうことを言ったかもしれないという記憶はあるんですか？」

被告人「いや、そういうことを言ったというのは、その話をしたかもしれないと。純三さんに関してですね。ですから、それが誤解を招くような、記憶違いになるような、純三さんというテーマについて話したということにおいて言ってます」

検察官「あなた自身は、その時はさておき、それ

より以前に、奥平純三が、兄剛士の遺志を継いで闘いたいと話していることは知ってたわけですか？」

被告人「そのテープにおいて知っただけです」

検察官「奥平純三がパレスチナでコマンドになるというのは、兄剛士の遺志に反するんだというふうに思ってたんですか？」

被告人「まあ、反するかどうか分かりませんが、兄としては、自分の孝行をという思いがあっただろうというのを思い出します」

検察官「自分の孝行というのは、つまり、奥平家のお父さん、お母さんに対する孝行をということですよ？」

被告人「はい」

検察官「それが、兄剛士の遺志ではないのかということですか？」

被告人「はい」

検察官「兄剛士の遺志はそうなんだということ、純三に伝えたことはあるんですか？」

被告人「多分、彼自身の遺書には書いてあったような気がします」

検察官「純三に会いたいということ、だれかに話したことはないですか？」

被告人「それは、いつも話してたかもしれないと思います」

検察官「結局、あなたは、奥平純三が出国してくる前に、純三氏と連絡を取ったということはないんですか？」

被告人「私の記憶では、ないです」

検察官「あなたは、奥平純三氏が昭和47年に執行猶予の判決を受けたということは知ってましたか？」

被告人「それは、知りませんでした」

検察官「奥平純三不正出国事件について、最後に聞いておきたいのは、あなたが島田氏が明かしたという人物の名前を聞いて、で、もういやということになったんですか？」

被告人「できれば、法廷で証言していただきたいなと思いましたが、そういう関係も作り得なかったという、自分の不徳といえますか、そういう意味で、自分が引き受けるべきなんだというのを自覚しました」

検察官「法廷で証言していただきたいというのは、その人物にということですか？」

被告人「島田さんであれ、その人物であれ」

検察官「じゃ、島田さんが出てきて、その人物の

名前を明らかすることはいいんですか？」

被告人「それはできないということだったと思います」

検察官「あなたの気持ちとしては、それはいいんですか？」

被告人「いや、無理強いする考えは、全くありません」

検察官「あなたがその人物の名前を出さない理由というのは、結局どこにあるんですか？」

被告人「それは、当時、いろいろな人たちと共に闘いながら、当時のあり方が正しかったということでしたら、私自身も、今でも、その立場から表明します。ですけれども、長い年月を経ながら、当時の言わば傲慢に自分たちだけが闘ってるといわんばかりな、いろいろなそういう人民性に欠けた闘い方をしたという反省の上に立っておりますので、それは、自分が引き受けるべきだというふうに思っております。

旅券法違反事件

検察官「最後に、あなたの最近、平成9年と平成12年の旅券法違反の事件について確認しておきますけれども、あなたの勾留理由開示での意見によると、『私は私自身の出入国目的のため、A名義、B名義の旅券申請書を作成し、旅券の発給を受け、それを行使しました』とあるんですが、それはそれで間違いはないんですか？」

被告人「はい」

検察官「Aさん、Bさん、いずれの名義の旅券申請書も、あなたが自ら作成したんですか？」

被告人「はい、そうです」

検察官「その作成した申請書を、あなたが自分で、兵庫県の旅券事務所とか、大阪府のパスポートセンターに提出して申請したんですか？」

被告人「はい、そうです」

検察官「旅券の受け取りも、あなたが自分で兵庫県の旅券事務所や、大阪府のパスポートセンターに行って受け取ったんですか？」

被告人「はい、そうです」

検察官「Aさん、Bさん名義の申請書を見ますと、申請の際に、係の人に、身元を確認するために、健康保険証等、その他写真付きの身分証明書を示してるんですね？」

被告人「はい」

検察官「その他写真付きの身分証明書というのは、定型文言でそう書いてあるんで、それしか分かりませ

んが、何を示したんですか？」

被告人「それは、身分証明書です」

検察官「社員証みたいなものですか？」

被告人「そうですね」

検察官「健康保険証と、その社員証は、どうやって入手したんですか？」

被告人「それは、私自身が入手しました」

検察官「だけど、あなたは、自分で作ったわけじゃないでしょう？」

被告人「いや、それは私自身の責任で全部やりました」

検察官「Aさん名義の旅券を入手して、その後、まだその旅券の有効期間内であったにもかかわらず、更にBさん名義の旅券を入手したのはなぜなんですか？」

被告人「それは、ちょっと余り記憶がありません」

検察官「何かそういう必要性があったんですか？」

被告人「必要性、ちょっと余り記憶にないですけど。チャンスがあったということだったんじゃないかと思えます」

検察官「あなたは、AさんやBさんとは面識がないんですか？」

被告人「ありません」

検察官「Aさん、Bさんから、名義を使ってもよいという承諾を得たことはあるんですか？」

被告人「それはありません」

検察官「じゃ、あなたが旅券の不正申請を行うときに、Aさん、Bさんが旅券の発給を受けていないということは分かってたんですか？」

被告人「どうでしょう、ちょっと余りそういうこと考えた記憶がないですね」

検察官「ものすごく不用心だと思いますけど、なぜ、それ考えてないんですか？」

被告人「当時、余り条件がなかったんじゃないかと思えます」

検察官「プライバシーにかかわるので、細かくは聞きませんが、要するに、あなたは、名義を冒用した人が、あなたの言う社会的に弱者であるから旅券の発給を申請することはないと考えてたんじゃないんですか？」

被告人「その反対ですね」

検察官「反対というのは」

被告人「弱者だということを知りませんでした」

検察官「じゃ、この人の名義を使ったのは、こういう理由で、あるいは第三者から情報を得たんであれ

ば、こうこう、こういうふうには情報を得たから、まさか、この人がこういう社会的に弱い立場であるということは分かりませんでした。そういう一連の具体的な事実をもって反論してくださいということです」

被告人「それは、私自身が最初から最後まで責任を持って、そういう犯罪行為を犯したということ以外、今述べることはできません」

検察官「旅券を不正に入手した理由は、何になるんですか？」

被告人「それは、日本に着たり行ったりするようにしたいという」「国内に活動の場を移していく、そういう過渡期にありました」

主任弁護人による再主尋問『自力更生』

大谷弁護人「『自力更生』、この法廷で再三問題になっている甲341号証なんですけれども、そこに入っている『自力更生』という文章そのものについて伺います。この『自力更生』という、その中身じゃなくて、その形態というか形状は、もともとはどういうものだったんですか？」

被告人「もともとの形状は、カーボンコピーで四、五部取ったものです」

弁護人「そうすると、元の、いわゆる『自力更生』というものは、四、五冊程度しかなかったものと、こういうことですか？」

被告人「はい、それを回覧しておりました」

弁護人「何のために回覧したんですか？」

被告人「それは、中東におりました日本人の間での政治的な統一を目指すということでした」

弁護人「政治的な統一を目指すというのは、具体的に、その経験なり知識を共有しようということですか？」

被告人「当時、70年代の総括として、80年、81年に、『自力更生』が発行されました。その根拠は、政治的にばらばらであるということで、考え方とかお互い出し合って、それを交流しながら、1つにしていきたいということでした」

弁護人「でも、それ回覧しておしまいですか？」

被告人「当時は、ちょうど四、五箇所場所に回覧することによって、そこにいる人たちが読んで書き込んで交流する、そういう感じでした」

弁護人「そうすると、統一的な見解を作るための、いわゆるたたき台といった趣旨のものですか？」

被告人「そうですね」

弁護人「それを、またまとめて、きちんとした文

章に最後まとめたということはありませんか？」

被告人「まとめることになっておりましたけれども、まとめたものもあれば、まとめてないものもあります」

弁護人「あなたが、この法廷で言っているのは、この文書全体が没になったというものもあるということなだけで、没というのは、それ全体、もうこれ使わないことにしたというものも入っているということですか？」

被告人「はい、そうです」

弁護人「あなた、また、反対尋問の中で、この文書は組織文書になっていないとも言ってるんですけど、それはどういうことですか？」

被告人「それは、特に、ここで出されている文章は、『自力更生』そのものではなくて、日本赤軍総括に当たる部分です。これについては、組織的に確認する以前の、回覧していたときのものと思われれます」

弁護人「西谷さんのほうから、ここに書いてあることが事実と違うところがあるのかどうかというふうに関わりましたよね？」

被告人「はい」

弁護人「それに関してはどうなんですか？」

被告人「大きい流れとしては、読んでみると、そういうことがあったなということはあるんです。ですけど、各文章のセンテンスでは、違ったり、誤解を与えるような記述だったり、正確でないものまま残っていたんだと思います」

弁護人「81年に作成した文書ですよ？」

被告人「はい」

弁護人「そうすると、その81年当時の認識で書かれた文書ということでもあるんですか？」

被告人「そうです。当時、日本に向いていたときです」

弁護人「どういうことですか？」

被告人「当時、パレスチナ解放運動を総括しながら、日本の中に自分たちの母体を再建しなければ、これ以上やっていけないということで、日本中心に、日本に向かった活動をしておりました。その反映といたしますか、そういうかたちの文章が多いと思います」

弁護人「ということは、日本赤軍側から事実を見るということですか？」

被告人「そうですね。ですから、PFLPというのを、逆にPFLPと対等又はそれ以上のような、日本赤軍としての正史を書くようなかたちでの記述が多いです」

オリーブの樹 第46号

弁護人「日本赤軍としての正しい歴史をまとめたという意味で書いたと」

被告人「そういうふうには書いておられると思われませんか？」

弁護人「そのことの、例えば、欠陥といえますか、はどこにあるんですか？」

被告人「それは、やはり、パレスチナの歴史の中に日本赤軍を位置づけるというよりも、日本の新左翼運動の延長上で、日本赤軍の歴史をとらえるという側の一面しか文章になっていなかったんじゃないかと思えます」

弁護人「そういうことが、この文書の中に、具体的に見えるところはありますか？」

被告人「文章自身の章構成からして、パレスチナにおける闘いという意味でも、日本赤軍中心主義の傲慢さといえますか、当時の81年の思想状況を反映した内容として書かれています」

弁護人「具体的に、341号証の中で、この箇所は、あなたたちの81年当時の、そういう日本赤軍正史を作るという観点からまとめたがゆえに、事実が多少違うんじゃないかというふうに思われるところがありますか？」

被告人「幾つかあると思えますけれども、事実関係を書くということが基本ではなかったんです。政治的な内容として書くということでしたんで、たまたま事実的な内容がこぼれてて、それがあいまいだったりしてるというふうに読めます」

(甲)証拠番号341の「日本赤軍の総括・歴史等に関する文書」の印字出力捜査報告書添付のファイル名「赤総5-1、TXT」の16ページを示す

弁護人「84ページ。『司令部の責任として、分派的傾向を生み出していった』と、この分派的傾向ということがはっきりするのは、いつごろのことなんですか？」

被告人「それは、78年から79年ぐらいじゃないかと思えます」

弁護人「とすると、少なくとも、ハーグ闘争のくりの中だけでは書いてあるけれども、ハーグ闘争の中で分派的傾向が明らかになったということではないということですか？」

被告人「全く違います」

弁護人「例えば、この81年のときに、組織総括というか、組織的な文章をまとめるために書くといったら、その具体的に経験した人が書いてねとか、闘争を担った人が書くべきだとかいうような原則はあったんですか？」

被告人「それはいいです。むしろ、役割分担された人が書いてたんじゃないかと思えますけど」

(甲)証拠番号341の「日本赤軍の総括・歴史等に関する文書」の印字出力捜査報告書添付のファイル名「赤総5-1、TXT」の16ページを示す

弁護人「84ページ、2行目ですけど、『“ホンヤク”の敗北を運動的に突破するものとして闘われた』と、こういう表現に関して、あなたの何か気付くところありますか？」

被告人「当時、75年、76年にいた人たちは、運動的突出という概念使っていましたから、クアラで奪還された人とか、そういう人たちが使った言葉というふうには言えると思えます」

(甲)証拠番号341の「日本赤軍の総括・歴史等に関する文書」の印字出力捜査報告書添付のファイル名「81RVW.N01」を示す。

弁護人「あなたの記憶だけでいいんですけども、ここで、例えば、1ページに、「日本赤軍総括(『自力更生』第16号掲載)、こう書いてあって、フロッピー文書になっているんです。この中に、明らかに、これはそもそも「自力更生」に入らなかった文章じゃないかと思われるところがあるんですかということなんです」

被告人「最初の章構成ですと、概論の構成が書いてあるんですけど、ここでは、3ページには、章構成が4章から成り立っていて、『日本赤軍前史』、2章目が『アラブ赤軍としての闘い』、3章目が『日本赤軍の党的確立にむけて』、4章目が『日本赤軍の党的確立にむけてその2』。こういう章構成だったはずなんです。そういう内容が欠けています。特に、4章目が欠けていて、そして、各論的な内容が「自力更生」18号として載っています。ですから、それらは、入力するときに、何らかの措置を取ったり、編集したりしたんじゃないかという風に思えます」

弁護人「そうすると、入力するときには、もともと『自力更生』にはなかった文章も改めてそこに入れようというふうにしたというふうに思われるということですか？」

被告人「はい、前に、西谷検事のほうから、入力するときに変えてないだろうと言われてたんです。そのときには、入力者との関係で、その人が書き換えるということはある得ないという話をしましたけれども、それ以前の編集という意味においてでしたら、政治新

聞編集機関の人たちの間で、編集したり、再編したと思われる。なぜなら、その結果として、私の父へとか何かそういう文章も入ってるということですから、その現実から類推してます」

「共同武装闘争」とは

弁護人「共同武装闘争という言葉のイメージについて伺っておきたいんですけども、共同武装闘争というふうに言ったときに、かなり狭い意味で、軍事作戦というイメージなんですか？」

被告人「違います。これは、ブント赤軍派、全体としてそうですけども、路線として、政策として、共同武装闘争ということ言葉として使っています」

弁護人「例えば、武装闘争というものを支える公然活動、合法活動、こういうことも含めて、広い意味で武装闘争というかたちの言葉も使うんですか？」

被告人「武装闘争を実現する闘いとして、赤軍派の時代から、別に私自身が何かそういう武装闘争をやってるわけではありませんけれども、武装闘争の一端を担ってるという位置づけとしてありました」

弁護人「だから、例えば、軍事行動作戦の宣伝、スポークスマン、こういう人たちも、それを担うことによって、あなたたちの概念では、共同武装闘争を担うと、こういうくくりで語っているんですか？」

被告人「はい、そう言えると思えます」

弁護人「その武装闘争を否定していないPFLPと、行った当初の赤軍派、奥平さんとあなただけだったのかもしれないけれども、共同したいというふうに言ったときには、PFLPと共同するということによって、共同武装闘争になると、こういう概念でいいんですか？」

被告人「はい」

弁護人「あなたは、その共同武装闘争の中の情宣活動をする、ということですか？」

被告人「はい」

保安態勢

弁護人「73年8月『3時のあなた』のインタビューを受けましたよね。どこでやったんですか？」

被告人「ベイルートです」

弁護人「その時の保安態勢というのはどこがやったんですか？」

被告人「それは、保安局がやりました」

弁護人「73年10月に、日本から来た佐々木さんたちのインタビューを受けましたよね。この時の保安

は誰がやったんですか？」

被告人「それも保安局です」

弁護人「あくまでも、あなたの保安態勢は、保安局の人がやってくれていたということですね。」

被告人「そうです。場所の確保だとか、そういうのは保安局がやりました」

弁護人「74年5月のパリ行き、リビア行きの保安は？」

被告人「それらは全部ヨーロッパの人たちの保安」

弁護人「74年11月以降、あなたたちが日本赤軍として自立、独立して意向はどういうふうになったんですか？」

被告人「保安長官と言われてた丸岡さんが全体的に保安チェックをしてました」

以上、公判調書まとめ

公判の余韻と共に

4時27分、一段落したところで、弁護側の質問が終了しました。裁判長は、次回の3月2日、3月25日の弁護側の再主質問に対しての今後の立証計画を明かにするように、弁護側に求めました。そして、公判当事者の打ち合わせを要請していました。次回の3月2日を確認して、閉廷しました。

みんなに手を振りながら、また、挨拶を繰り返しました。確か戸平さんは今日がバースデーですが、声をあげて挨拶できません。みんなにありがとうを返して別れました。

帰り、暗い闇の中から、マリオンあたりで、パッとカーテンが開き、銀座のイルミネーションが護送車を包みました。イルミネーションを見つめながら、これまでの公判のあり方をあれこれ考えつつ戻りました。言い足りないこと、言い過ぎたこと、反芻しながらの帰路です。いつも、「うまく語れた」という実感はありません。

房に戻ると差し入れに、黄水仙の香りが春を連れてきました。

一瞬の梅の花らし道すがら

振りかえり見れば光りおどれり

夕間暮れ一筋の闇だんだんに

心に迫る我問うごとく

法廷の悔抱き戻る独房に

春匂い立つ黄水仙咲く

重信さんとの交流コーナー

絶対を夢見た者たち (2)

辻 邦

■個人が歴史を動かすのか？

ロシア・ナロードニキのアナーキストたちは究極の個人主義者だ。

彼らの行動全般の規範は、「歴史をつくり、動かすのは個人であり、その力量である」という考え方のようだ。彼らが自己犠牲を前提の上で、テロルという手段をとったのも、狙った相手以外の第三者——たとえそれが標的の家族であったとしても——の巻き添えに拒否反応を示したのも、おそらくはそこに由来している。

彼らにとっては、テロルという行為はあくまでも個人による、個人を標的とした、いわば自分と標的との間の個人的行為なのだ。だからこそ、そこに無関係の第三者を巻き込むことを由としなかったのだろう。

この点において、マルクス主義者たちは彼らアナーキストと対照的であった。

“ロシア・マルクス主義の父”ゲオルギー・プレハーノフは『歴史における個人の役割』（訳：木原正雄／岩波文庫）のなかで、ナポレオン・ボナパルトやミケランジェロ、レオナルド・ダ・ヴィンチらを引き合いに出しながら、

「たとえば、ボナパルトが、アルコールの戦いで砲弾

に倒れたとしても、反対の結果はあらわれなかっただろう。イタリア遠征やその他の遠征でナポレオンがやったことは、他の將軍たちもやったことだろう。…有力な個人は、その知力と性格の特徴によって、事件の個性的な面とそれらのいくつかの特殊な結果を変えることができる。だがそれらの個人でも、その他のいくつかの力によって規定される全般的方向を変えることはできない」

「もしも、イタリアの社会的・政治的發展、精神的發展の全般的なあゆみに関係のないある機械的な、あるいは生理学上の原因のために、ラファエル、ミケランジェロ、レオナルド・ダ・ヴィンチがすでに幼年時代に死んでいたとしたら、イタリアの芸術はあれほど完全なものではなかっただろう。しかし、ルネッサンス時代のイタリア芸術の發展の全般的な方向性はまったく変わってはいなかっただろう。ラファエル、レオナルド・ダ・ヴィンチ、ミケランジェロがこの方向をつくりだしたのではなかった。彼らは、ただこの方向をもっともよくあらわしたにすぎない」

と論じた上で、
「社会関係のなかにはそれ自身の論理がある。ある相互関係のなかにあるかぎり、人びとはかならずほかならぬあるきまったやり方で感じ、考え、行動するだろう。社会活動家がこの論理にさからってたたかってみたとおなじように無駄だろう。物事の自然のなりゆき（つまりこの同じ社会関係の論理）が、彼のいっさいの努力を無駄なものとしてしまうだろう」

としている。

■個人と社会心理の方向性

かつてはナロードニキに所属していたプレハーノフであるが、彼は歴史の發展に占める個人の度合いについて、限定的な関与しか認めていない。この論に沿うならば、ナロードニキのテロルは、歴史を動かす要因とはなり得ないし、実際のところ、そのとおりであった。革命勢力のヘゲモニーを掌握し、良くも悪くもロシアにおける社会革命の担い手となったのは、個人主義者の集団であるアナーキストではなく、プレハーノフの弟子たるレーニン率いるボリシェヴィキ党であった。

彼らは、師プレハーノフの説いた「社会関係が、生産の社会的・経済的過程のある一定の変化によって、どのような方向にかわっているかをわたしが知っていれば、社会心理がどの方向にかわっているかということもわかる。したがって、わたしはそれに影響をあたえる可能性をもっていることになる。社会心理に影響をあたえるということは、歴史上の事件に影響をあたえることである」という考えに、忠実に行動したのであった。

ボリシェヴィキは、自らの手で“歴史をつくり出した”。

彼らは、「プロレタリア革命の前にブルジョア革命の遂行を」と唱えてブルジョア勢力に権力を譲渡しようとしたメンシェヴィキと異なり、「歴史が『つくられている』あいだ待っている」必要性を認めなかった。

ロシアの社会心理状況を分析したレーニンとトロツキーは、プロレタリアの党が権力を掌握し、自らの手でブルジョア革命的施策を実施することをためらわなかった。

ボリシェヴィキは、マルクスの著作を福音書のごとく奉るだけであった機械的唯物論者のメンシェヴィキはもちろん、「歴史を動かすものは個人である」という強固な信念、というより信仰をもったアナーキストとも、根本的に違っていた。彼らは社会心理状況を緻密に分析・計算しながら、あらゆる問題に対して柔軟に、かつ現実的に対処したのである。

マルクスが「絶対を夢見る人びと」と呼んだアナーキストたちがついに社会革命の遂行者となり得なかったのは、彼らの行動規範からして当然の帰結であったのだ。

重信房子さんご母堂逝去の報に接し

山田美枝子

三月十六日、電話で、「昨日、重信さんのお母さんが亡くなりました」とお知らせがありました。

私は、とても驚き、そしてやはりそういう時がきてしまったのか、と胸を衝かれました。

シゲは私にとって、高校生の頃のままでのイメージで付き合い続けている、故郷のような友です。お互い東京生まれ東京育ちで、本当の故郷は、知っている人々の中にしかありません。だから母親は、シゲにとっても私にとっても故郷そのものです。私も母を五年前に亡くしました。だから今のシゲの喪失感

が胸にせまります。

シゲ、御愁傷のほど、お慰めの言葉もありません。あなたが涙をひとりしずかにながしながら、母の靈前に駆け付けられないつらさに耐えている姿が浮かび、たまらなくなります。

おあと、あんまり心を痛めては身体に障りますし、母というものは、子があまり嘆くことを望まないのを、お互い母親にもなれましたのでわかりますよね。いろいろとこれからがづらい時間ですが、私たちの人生を全うしましょう。またお便りします。合掌。

和光公判判決速報

本日（3月23日）の和光公判判決は、検察側求刑通り「無期懲役」の判決が下されました。ほぼ予想していたこととは言え、ほんの数%、もしかすると有期もありか、との思いは砕かれました。

内容的にも、和光本人・弁護側弁論の主要点としてあった、強制送還にまつわる逮捕・拘束の違法性や、殺意及びその共謀の不存在についても否定された厳しいものでありました。

検察側論告にくだいほどあった「ハーグ事件」の重信共謀に関しては、それを認定するには限界があると認めませんでした。

今後は当然の事ながら、控訴審を闘うことになります。変わらぬご支援をよろしくお願い致します。

ハルの会 渡辺 亜人



重信房子さんを支える会とは

重信裁判は、「パレスチナ解放闘争との連帯を起点に、日本社会の変革を追求した日本赤軍兵士の重信房子さん」にかけられた、長期勾留を目的とする政治裁判と言えます。その為、公正な裁判を求め、社会の不正に疑問を持つ有志が集まり、「重信房子さんを支える会」として、01年4月より救援活動を始めました。

重信公判の争点は三つあります。

- ① 74年に〇さんが日本出国のために使ったとされる旅券偽造。
- ② 74年、フランスで不当逮捕されたメンバーの奪還作戦として闘われたオランダ、ハーグのフランス大使館占拠での逮捕監禁・殺人未遂容疑への共謀・共同。
- ③ 00年の逮捕時に使っていた旅券偽造。

重信さんは、③は認めていて、関係者に機会あるごとに謝罪を表明しています。しかし、①②については、全くの無実として争っています。

私たちは、運動の柱を次の2点に決めました。

- ① 裁判維持に必要な救援実務とカンパ集め。
 - ② 世直しを求める人々との語り合い、交流の場をつくる。
- 「オリーブの樹」は、この目的のために発行しています。

次回公判日程

04月14日(木) 10時(被告人質問) 04月28日(木) 10時(弁護側証人喚問)
05月10日(火) 13時15分(弁護側証人喚問) 07月05日(火) 13時15分(弁護側証人喚問)
09月02日(金) 13時15分(検察論告求刑) 10月31日(月) 13時15分(最終意見陳述)
東京地裁(最寄り駅 地下鉄 霞ヶ関) 104号法廷

傍聴券の配布は、先着順で、開廷の約20分前です。法律を学んでいる学生が単位を取るために傍聴にて、満席になることがあります。確実に傍聴を希望する方は、早めに地裁前に集合される方がいいでしょう。

後記

3月15日、重信さんのご母堂がご逝去されました。また丸岡修さんのご母堂が前日の14日にご逝去されました。重信さんの「独居より」の追記をご覧ください。丸岡さんは2002年11月から翌年10月まで証言に立ってくださり、その証言された事実の深さと人柄やユーモアに感動を覚えたものでした。月並みな言葉ですが、お悔やみを申し上げます。

「プリズナージャーナル」は第53回(1/24)、54回(2/9)公判をまとめて今号で報告し実進行に近づきましたが、3月は2日と25日に公判がありましたので次号も盛りたくさんになりそうです。「独居より」の前号にはシーア派—スンニ派のこと、今号はレバノン—イラク関係と、なまじの新聞・テレビの表層的な解説とは違って納得でした。さりげなく書かれています、その中で長く生活した人でしか書けないものだと興味深く読みました。

辻邦さんの「絶対を夢見た者たち」続編は予想さえできないでしたが、その予測不能の根拠を示唆されました、歴史は情緒的にだけ見てはダメなのだと。

今号にも郵便振替用紙を入れさせていただきました。行き違いがありましたらお許しください。広く裁判のことを知っていただきたいので続けて送らせていただきますが、購読会費月500円(送料含む)です。よろしく願います。(Q)

連絡先 〒105-0004 東京都港区新橋2-8-16 石田ビル4階

救援連絡センター気付 「オリーブの樹」事務局

郵便振替 00110-4-613941 オリーブの樹

銀行口座 三井住友銀行 赤羽支店 226-3687269 オリーブの樹

頒布価格 500円

「正誤」表

第46号(①⑤⑦)は47号8Pで訂正 ③⑨⑩⑪は48号22Pで訂正)

- | | |
|--------------|---|
| ①9P右5行目 | <u>たんたく</u> → <u>だんだん</u> |
| ②9P右18行目 | <u>熱</u> いくらい→ <u>暑</u> いくらい |
| ③9P右上から14行目 | 千本→千木 |
| ④10P右6行目 | <u>PPLO</u> → <u>PLO</u> |
| ⑤10P右10行目 | <u>PLO戸</u> → <u>PLOと</u> |
| ⑥17P右16～17行目 | <u>詰</u> みを～ <u>退</u> き受ける→ <u>罪</u> を～ <u>引</u> き受ける |
| ⑦22P右下から22行目 | ～名義を使 <u>ら</u> ても→名義を使 <u>っ</u> ても |
| ⑧22P右下から9行目 | 昌用→借用 |
| ⑨5P左上から16行目 | アウン元大統領→アウン元首相、 <u>アミン元大統領</u> |
| ⑩17P左上から25行目 | 閉廷後→開廷後 |
| ⑪17P左下から1行目 | <u>2002年</u> → <u>2001年</u> |